

第三十回国会 社会労働委員会 議 録 第 八 号

昭和三十四年二月十八日(水曜日)

午前十一時二十六分開議

出席委員

委員長 園田 直君

理事 田中 正巳君 理事 小林 進君

理事 五島 虎雄君 理事 滝井 義高君

理事 龜山 孝一君 理事 藏内 修治君

理事 河野 孝子君 理事 齋藤 邦吉君

理事 谷川 和穂君 理事 中村三之丞君

理事 中山 マサ君 理事 二階堂 進君

理事 古川 丈吉君 理事 柳谷清三郎君

理事 亘 四郎君 理事 伊藤よし子君

理事 大原 亨君 理事 岡本 隆一君

理事 河野 正君 理事 堤 ツルヨ君

理事 八木 一男君 理事 吉川 兼光君

出席國務大臣

厚生 大臣 坂田 道太君

出席府委員

厚生 政務次官 池田 清志君

厚生 事務官 小山進太郎君

(大臣官房審議官)

厚生 技 官 小澤 龍君

(医務局長)

厚生 事務官 高田 浩運君

(児童局長)

委員外の出席者

専 門 員 八木 一男君

員 川井 章知君

本日の会議に付した案件

児童福祉法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二四号)

国民年金法案(内閣提出第一二二

号)

国民年金法案(八木一男君外十四名

提出、衆法第一七号)

第一類第七号

社会労働委員会議録第八号 昭和三十四年二月十八日

国民年金法の施行及び国民年金と他

の年金等との調整に関する法律案

(八木一男君外十四名提出、衆法第

二六号)

厚生関係の基本施策に関する件

○園田委員長 これより会議を開きま

す。

去る五日付託になりました児童福祉

法の一部を改正する法律案を議題と

し、審査に入ります。

まず趣旨の説明を聴取いたします。

厚生大臣坂田道太君。

児童福祉法の一部を改正する法律

案

児童福祉法の一部を改正する法

律

児童福祉法(昭和二十二年法律第

百六十四号)の一部を次のように改

正する。

第二十一条の十五の次に次の一条

を加える。

第二十一条の十六 都道府県知事

は、骨関節結核にかかっている児

童に対し、療養にあわせて学習の

援助を行うため、これを病院に入

院させて療養の給付を行うことが

できる。

療養の給付は、次のとおりとす

る。この場合において、第一号の

医療に係る給付に関しては、第二

十一条の十二第三項の規定を準用

する。

一 医療

二 学習に必要な物品の支給

前項第一号の医療に係る療養の

給付は、厚生大臣が次項の規定に

より指定する病院(以下「指定療養

機関」という。)に委託して行うも

のとする。

厚生大臣は、国が開設した病院

については主務大臣の同意を得

て、その他の病院については開設

者の同意を得て、第二項第一号の

医療を担当させる機関を指定す

る。

前項の指定は、政令で定める基

準に適合する病院について行うも

のとする。

第二十一条の五第二項から第四

項まで及び第二十一条の六の規定

は、指定療養機関について、第二

十一条の七から第二十一条の九ま

での規定は、第二項第一号の医療

に係る療養の給付について準用す

る。この場合において、第二十一

条の五第三項及び第二十一条の六

中「養育医療」とあるのは「第二十

一条の十六第二項第一号の医療」

と、第二十一条の八第四項及び第

二十一条の九第二項中「都道府県

又は保健所を設置する市」とある

のは「都道府県」と読み替えるも

のとする。

厚生大臣は、指定療養機関が第

五項の規定に基づく政令で定める基

準に該当しなくなつたときは、そ

の指定を取り消すことができる。

この場合においては、第二十一条

の五第四項の規定を準用する。

第五十条第五号の三の次に次の一

号を加える。

五の四 第二十一条の十六の措置

に要する費用

第五十六条第一項中「第五十条第

五号の三」を「第五十条第五号の二に

規定する費用については、養育医療

の給付を行った場合における当該措

置に要する費用、同条第五号の三」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十四年四月

一日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法

律第五十一号)の一部を次のよ

うに改正する。

第五十五条第十六号中「及び育成

医療」を「育成医療及び同法第二

十一条の十六第二項第一号の医

療」に改める。

(結核予防法の一部改正)

3 結核予防法(昭和二十六年法律

第九十六号)の一部を次のように

改正する。

第三十七条第二項中「結核患者

が、」の下に「児童福祉法(昭和二十

二年法律第六十四号)の規定によ

る療養の給付又は」を加え、「同

法」を「これらの法律」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の

一部改正)

4 社会保険診療報酬支払基金法

(昭和二十三年法律第二十九号)

の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「児童福祉法

(昭和二十二年法律第六十四号)

第二十一条の八第三項(同法第二

十一条の十二第五項において準用

する場合を含む。)」を「児童福祉法

(昭和二十二年法律第六十四号)

第二十一条の八第三項(同法第二

十一条の十二第五項及び第二十一

条の十六第六項において準用する

場合を含む。)」に、「児童福祉法第

二十一条の八第四項(同法第二十

一条の十二第五項において準用す

る場合を含む。)」を「児童福祉法第

二十一条の八第四項(同法第二十

一条の十二第五項及び第二十一

条の十六第六項において準用する場

合を含む。)」に改める。

第十四条の三第三項中「第十三

条第二項の規定において」を「第十

三条第二項に規定する」に、「指定

医療機関」を「医療機関」に、「当該

指定医療機関」を「当該医療機関」

に改める。

(地方財政法の一部改正)

5 地方財政法(昭和二十三年法律

第九十九号)の一部を次のように改

正する。

第十条第八号中「及び身体障害

児」を「身体障害児及び骨関節結

核にかかっている児童」に改め

る。

(地方税法の一部改正)

6 地方税法(昭和二十五年法律第

二百二十六号)の一部を次のよう

に改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書及び第七十二条の十七第一項ただし書中「若しくは医療の給付」を「療育の給付若しくは医療の給付」に改める。

7 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「又は医療の給付」を「療育の給付又は医療の給付」に改める。

理由

骨関節結核にかかっている児童の福祉を図るため、療育の給付の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○坂田国務大臣 ただいま議題となりました児童福祉法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

改正の要旨は、骨関節結核にかかっている児童に対する療育の制度を設けることとしたこととあります。御承知のように、骨関節結核の療養は非常に長期間にわたるのでありますが、特に児童については、心身の発育途上にあることにかんがみ、適当な生活指導のもとに、医療と教育とをあわせ受けることができるようにすることが必要であると思っております。このために、これらの児童を教育及び生活指導面においても適切な態勢にある病院を指定してこれに入院させ、医療の給付及び学習に必要な物品の支給を行い得ることとしたのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御

審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○園田委員長 以上で説明は終了しました。なお本案についての質疑は後日に議ることとしたします。

○園田委員長 次に、去る十二日付託になりました内閣提出の国民年金法案、八木一男君外十四名提出の国民年金法案及び国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案、以上三法案を一括して議題とし、審査に入ります。

まず順次趣旨の説明を聴取いたします。坂田厚生大臣。

国民年金法案

国民年金法

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 被保険者（第七条―第十四条）
- 第三章 年金給付（第十五条―第二十五条）
- 第一節 通則（第十五条―第二十五条）
- 第二節 老齢年金（第二十六条―第二十九条）
- 第三節 障害年金（第三十条―第三十六条）
- 第四節 母子年金、遺児年金及び寡婦年金（第三十七条―第四十一条）
- 第一款 母子年金（第三十七条―第四十一条）
- 第二款 遺児年金（第四十二条―第四十八条）
- 第三款 寡婦年金（第四十九条―第五十二条）

第五節 特例による老齢年金、障害年金及び母子年金（第五十三条―第六十条）

第六節 給付の制限（第六十一条―第七十三条）

第四章 被保険者及び年金給付に関する経過的特例

第一節 経過措置（第七十四条―第七十九条）

第二節 援護年金の特別支給（第八十条―第八十三条）

第五章 福祉施設（第八十四条）

第六章 費用（第八十五条―第一百零一条）

第七章 審査の請求（第一百零二条―第一百零七条）

第八章 雑則（第一百零八条―第一百四十一条）

第九章 罰則（第一百四十二条―第一百四十五条）

附則

第一章 総則

第一条 国民年金制度の目的

（国民年金制度の目的）
法第二十五条第二項に規定する理念に基き、老齢、廃疾又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

第二条 国民年金の給付

（国民年金の給付）
第二条 国民年金は、前条の目的を達成するため、国民の老齢、廃疾又は死亡に關して必要な年金の給付を行うものとする。

第三条 国民年金事業は、政府が、

管掌する。

2 国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に行わせることができる。

（年金額及び保険料額の調整）

第四条 保険料の負担を伴うこの法律による年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるための調整が加えられるべきものとする。

2 保険料の額は、年金給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算され、その結果に基いて所要の調整が加えられるべきものとする。

（用語の定義）

第五条 この法律において、「被用者年金各法」とは、次の各号に掲げる法律及び条例をいう。

一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

三 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）

五 地方公務員の退職年金に關する条例

六 市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第百四号）

七 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第百四十五号）

八 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）

九 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）

十 国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）

2 この法律において、「公的年金各法に基く年金たる給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。

一 被用者年金各法に基く年金たる給付

二 厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付

三 執達吏規則（明治二十三年法律第五十一号）に基く年金たる給付

四 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第百五十六号）に基いて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

五 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）に基く年金たる給付（遺族給与金を含む。）

六 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）に基く留守家族手当及び特別手当（同法附則第四十四項に規定する手当を含む。）

七 前各号に定めるもののほか、政令で定める法令に基く年金たる給付

3 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、第四十九条の規定を除き、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。
(諸問)

第六條 厚生大臣は、国民年金事業の運営に關しては、その大綱につき、あらかじめ、国民年金審議會に諮問するものとする。

第二章 被保険者

(被保険者の資格)

第七條 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の日本国民は、国民年金の被保険者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、国民年金の被保険者となし。

一 被用者年金各法の被保険者又は組合員(恩給法に定める公務員及び他の法律により恩給法に定める公務員とみなされる者、地方公務員の退職年金に關する条例の適用を受ける地方公務員、厚生年金保険法附則第二十八條に規定する共済組合の組合員、執行吏並びに国会議員を含む)。

二 第五條第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち老齢若しくは退職又は廃疾を支給事由とする給付を受けることができる者。

三 第五條第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち老齢又は退職を支給事由とする給付の受給資格要件たる期間を満たしている者。

四 第五條第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち死亡を支給事由とする給付を受けることができる者。

五 第五條第二項第五号から第七号までに掲げる年金たる給付を受けることができる者。

六 前五号に掲げる者の配偶者

七 次に掲げる学校に在学する生徒又は学生。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十四条に規定する高等

学校の定時制課程による授業を受け、同法第四十五条(同法第七十條、第七十條の十及び第七十六條において準用する場合を含む)に規定する通信教育を受け、同法第五十四條に規定する夜間の學部に在學し、又は同法第七十條の四に規定する夜間の課程による授業を受ける生徒又は學生を除く。

イ 学校教育法第四十一条に規定する高等学校(盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む)及びこれに相當する国立の學校で厚生大臣の指定するもの。

ロ 学校教育法第五十二条に規定する大學(同法第六十二条に規定する大學院を含む)及びこれに相當する国立の學校で厚生大臣の指定するもの。

ハ 学校教育法第七十條の二に規定する専科大學及びこれに相當する国立の學校で厚生大臣の指定するもの。

3 前項各号に掲げる者に対する將來にわたるこの法律の適用關係については、国民年金制度と被用者

年金各法による年金制度及びその他の公的年金制度との関連を考慮して、すみやかに検討が加えられたい。別に法律をもつて処理されるべきものとする。

(資格取得の時期)

第八條 前條の規定による被保険者は、二十歳に達した日、日本国民となつた日又は日本国内に住所を有するに至つた日に、被保険者の資格を取得する。

(資格喪失の時期)

第九條 第七條の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(第四号に該当するに至つたときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 日本国民でなくなつたとき。

三 日本国内に住所を有しなくなつたとき。

四 六十歳に達したとき。

第十條 被保険者でなかつた者が被保険者となつた場合において、その資格を取得した日の属する月から六十歳に達する日の属する月の前月までの期間とその他の従前の被保険者期間とを合算した期間が二十五年未満であるときは、その者は、第七條第一項の規定にかかわらず、いつでも、都道府県知事の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。この場合においては、その者は、その承認を受けた日の翌日に被保険者の資格を喪失する。

2 前項の場合において、同項の承認の申請が、その者が被保険者の資格を取得した日から起算して三箇月以内になされたものであるときは、その者は、さかのぼつて被保険者とならなかつたものとみなす。

(被保険者期間の計算)

第十一條 被保険者期間を計算する場合に、月によるものとし、被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

2 被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一箇月として被保険者期間に算入する。ただし、その月にさらに被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

3 被保険者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。

(届出)

第十二條 被保険者は、厚生省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失に關する事項並びに氏名及び住所の変更に關する事項を市町村長に届け出なければならぬ。

2 被保険者の属する世帯の世帯主(以下単に「世帯主」という。)は、被保険者に代つて、前項の届出をすることができる。

3 市町村長は、前二項の届出を受理したときは、厚生省令の定める

ところにより、都道府県知事にこれを報告しなければならない。

(国民年金手帳)

第十三條 都道府県知事は、前条第三項の規定により、被保険者の資格を取得した旨の報告を受けたときは、当該被保険者について国民年金手帳を作成し、市町村長を経由してその者にこれを交付するものとする。ただし、その被保険者がすでに国民年金手帳の交付を受けて、これを所持している場合であつて、その国民年金手帳に国民年金印紙をはりつけるべき余白があるときは、この限りでない。

2 国民年金手帳の様式及び交付その他国民年金手帳に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

(国民年金原簿)

第十四條 厚生大臣は、国民年金原簿を備へ、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、保険料の納付状況その他厚生省令で定める事項を記録するものとする。

第三章 年金給付

第一節 通則

(年金給付の種類)

第十五條 この法律による給付(以下「年金給付」という。)は、次のとおりとする。

一 老齢年金
二 障害年金
三 母子年金、遺児年金及び寡婦年金
(裁定)
第十六條 年金給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基いて、厚生大臣が裁定する。

(端数処理)

第十七条 年金給付を受ける権利を裁定する場合において、年金給付の額に一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

(年金の支給期間及び支払期月)
第十八条 年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終るものとする。

2 年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 年金給付は、毎年二月、五月、八月及び十一月の四期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(未支給年金)

第十九条 年金給付の受給権者が死亡したことにより、受給権者の妻又は子が母子年金又は遺児年金を受け、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、当該母子年金又は遺児年金の受給権者は、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができ

る。母子年金の受給権者が死亡したことに、第四十七条第一項の規定による遺児年金の支給の停止が解除される場合において、その死亡した者に支給すべき母子年金でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、同様とする。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその年金を請求していなかつたときは、同項の母子年金又は遺児年金の受給権者は、自己の名で、その年金を請求することができ。

(併給の調整)

第二十条 二以上の年金給付(その額の全部につき支給を停止されている年金給付及び第四十九条第二項の規定によりその支給がまだ始められていない寡婦年金を除く)の受給権者には、その者の選択により、その一を支給し、他の支給を停止する。

(年金の支払の調整)

第二十一条 乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため乙年金の受給権が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

2 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後支払うべき年金の内払とみなすことができる。母子年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の母子年金が支払われた場合における当該母子年金の当該減額すべきであつた部分については、同様とする。

金は、その後支払うべき年金の内払とみなすことができる。母子年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の母子年金が支払われた場合における当該母子年金の当該減額すべきであつた部分については、同様とする。

(損害賠償請求権)

第二十二条 政府は、廃疾若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故が第三者の行為によつて生じた場合において、年金給付をしたときは、その年金給付の額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その額の限度で、年金給付を行う責を免かれる。

(不正利得の徴収)

第二十三条 偽りその他不正の手段により年金給付を受けた者があるときは、厚生大臣は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(受給権の保護)

第二十四条 年金給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。ただし、老齢年金(第五十三条第一項の規定によつて支給されるものを除く)を受ける権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さへる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第二十五条 租税その他の公課は、年金給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢年金(第五十三条第一項の規定によつて支給されるものを除く。)については、この限りでない。

第二節 老齢年金

(支給要件)

第二十六条 老齢年金は、次の各号のいずれかに該当する者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。

一 保険料納付済期間(納付された保険料(第九十六条の規定により徴収された保険料を含む。以下同じ。)に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。)が、二十五年以上である者

二 前号に該当しない者であつて、保険料納付済期間が十年以上であり、かつ、その保険料納付済期間と保険料免除期間(第八十九条又は第九十条の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る被保険者期間のうち第九十四条第二項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。以下同じ。)とを合算した期間が、二十五年以上であるもの

(年金額)

第二十七条 前条第一号に該当する者に支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年金額
二五年以上二六年末満	二四、〇〇〇円
二六年以上二七年末満	二五、二〇〇円
二七年以上二八年末満	二六、四〇〇円
二八年以上二九年末満	二七、六〇〇円
二九年以上三〇年末満	二八、八〇〇円
三〇年以上三一年末満	三〇、〇〇〇円
三一年以上三二年末満	三一、二〇〇円
三二年以上三三年末満	三二、四〇〇円
三三年以上三四年末満	三三、六〇〇円
三四年以上三五年末満	三四、八〇〇円
三五年以上三六年末満	三六、〇〇〇円

三六年以上三七年未満	三七、二〇〇円
三七年以上三八年未満	三八、四〇〇円
三八年以上三九年未満	三九、六〇〇円
三九年以上四〇年未満	四〇、八〇〇円
四〇年	四一、〇〇〇円

2 前条第二号に該当する者に支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年 金 額
一〇年以上一一年未満	一二、〇〇〇円
一一年以上一二年未満	一二、六〇〇円
一二年以上一三年未満	一三、二〇〇円
一三年以上一四年未満	一三、八〇〇円
一四年以上一五年未満	一四、四〇〇円
一五年以上一六年未満	一五、〇〇〇円
一六年以上一七年未満	一五、六〇〇円
一七年以上一八年未満	一六、二〇〇円
一八年以上一九年未満	一六、八〇〇円
一九年以上二〇年未満	一七、四〇〇円
二〇年以上二一年未満	一八、〇〇〇円
二一年以上二二年未満	一九、二〇〇円
二二年以上二三年未満	二〇、四〇〇円
二三年以上二四年未満	二一、六〇〇円
二四年以上二五年未満	二二、八〇〇円

(支給の延期)

第二十八條 第二十六條各号のいずれかに該当する者が六十五歳に達する前にあらかじめ厚生大臣に老齢年金受給延期の申出をしたとき

は、同条の規定にかかわらず、その者が六十五歳に達した場合においても、老齢年金を支給しない。ただし、その者が六十五歳に達した時に他の年金給付の受給権者であるときは、この限りでない。

2 前項の申出をした者は、いつでも、将来に向つてその申出を撤回することができる。

3 第一項の申出をした者に対しては、その者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときに、老齢年金を支給する。

一 七十歳に達したとき。

二 第一項の申出を撤回したとき。

三 他の年金給付の受給権者となつたとき。

4 第一項の申出をした者に支給する老齢年金の額は、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に政令で定める額を加算した額とする。ただし、その者が六十六歳に達する前に老齢年金が支給されることとなつたときは、この限りでない。

(失権)

第二十九條 老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

第三節 障害年金

(支給要件)

第三十條 障害年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、次の各号の要件に該当する者が、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)がなおつた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含むものとし、以下「廃疾認定日」という。)において、その傷病により別表に定める程度の廃疾の状態にあるときに、その者に支給する。

一 当該傷病についてはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において被保険者であつた者について、初診日の前日において次のいずれかに該当したことを要する。

イ 初診日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が十五年以上であるか、又はその保険料納付済期間が五年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの三分の二以上を占めること。

ロ 初診日の属する月前における直近の基準月(二月、四月、七月及び十月をいう。以下同じ。)の前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間又は一年六箇月をこえない保険料免除期間で満たされていること。

ハ 初診日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第二十六條各号のいずれかに該当していること。

ニ 初診日において被保険者でなかつた者については、初診日において六十五歳未満であり、かつ、初診日の前日において第二十六條各号のいずれかに該当したことを要する。

(併給の調整)

第三十一條 障害年金の受給権者に對してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金を支給する。

2 障害年金の受給権者が前項の規定により前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金の受給権を取得したときは、従前の障害年金の受給権は、消滅する。

第三十二條 期間を定めて支給を停止されている障害年金の受給権者に対してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前条第一項の規定により支給する前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金は、従前の障害年金の支給を停止すべきであつた期間、その支給を停止するものとし、その間、その者に従前の廃疾を併合しない廃疾の程度による障害年金を支給する。

2 障害年金の受給権者がさらに障害年金の受給権を取得した場合において、新たに取得した障害年金が第三十六條の規定によりその支給を停止すべきものであるときは、前条第二項の規定にかかわらず、その停止すべき期間、その者に対して従前の障害年金を支給する。

(年金額)

第三十三條 障害年金の額は、初診日の属する月の前月までの被保険者期間に係る初診日の前日における保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

初診日の属する月の前月までの被保険者期間に係る初診日の前日における保険料納付済期間

年	金 額
二六年末満	二四、〇〇〇円
二六年以上二七年末満	二五、二〇〇円
二七年以上二八年末満	二六、四〇〇円
二八年以上二九年末満	二七、六〇〇円
二九年以上三〇年末満	二八、八〇〇円
三〇年以上三一年末満	三〇、〇〇〇円
三一年以上三二年末満	三一、二〇〇円
三二年以上三三年末満	三二、四〇〇円
三三年以上三四年末満	三三、六〇〇円
三四年以上三五年末満	三四、八〇〇円
三五年以上三六年末満	三六、〇〇〇円
三六年以上三七年末満	三七、二〇〇円
三七年以上三八年末満	三八、四〇〇円
三八年以上三九年末満	三九、六〇〇円
三九年以上四〇年末満	四〇、八〇〇円
四〇年	四一、〇〇〇円

2 廃疾の程度が別表に定める一級に該当する者に支給する障害年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に六千円を加算した額とする。

(廃疾の程度が変つた場合の年金額の改定)

第三十四条 厚生大臣は、障害年金の受給権者について、その廃疾の程度を診査し、その程度が従前の廃疾の等級以外の等級に該当すると認めるときは、障害年金の額を改定することができる。

2 障害年金の受給権者は、厚生大臣に対し、廃疾の程度が増進したことによる障害年金の額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、障害年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による厚生大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行ふことができない。

4 第一項の規定により障害年金の額が改定されたときは、改定後の額による障害年金の支給は、改定

が行われた日の属する月の翌月から始めるものとする。

(失権)

第三十五条 障害年金の受給権は、第三十一条第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が死亡したとき、又は別表に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、消滅する。

(支給停止)

第三十六条 障害年金は、その受給権者が当該傷病について、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）又は国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。の規定による障害補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害補償費その他法令で定める法令によるこれらに相当する給付を受けることができるときは、六年間、その支給を停止する。

第四節 母子年金、遺児年金及び寡婦年金

第一款 母子年金

(支給要件)

第三十七条 母子年金は、夫が死亡した場合において、死亡日の前日において次の各号のいずれかに該当し、かつ、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した被保険者たる妻が、夫の死亡の当時、夫又は妻の子であつて十八歳未満であるか又は二十歳未満で別表に定める廃疾の状態にあるもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときに、その者に支給する。

一 死亡日の属する月の前月までの妻の被保険者期間に係る保険料納付済期間が十五年以上であるか、又はその保険料納付済期間が五年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの三分の二以上を占めること。

二 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間又は一年六箇月をこえない保険料免除期間で満たされていること。

2 夫の死亡の当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、将来に向つて、その子は、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持していた子とみなし、妻は、夫の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす。

(年金額)

第三十八条 母子年金の額は、死亡日の属する月の前月までの妻の被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間に応じ、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

死亡日の属する月の前月までの妻の被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間	年 金 額
三〇年末満	一九、二〇〇円
三〇年以上三一年末満	一九、八〇〇円
三一年以上三二年末満	二〇、四〇〇円
三二年以上三三年末満	二一、〇〇〇円
三三年以上三四年末満	二一、六〇〇円
三四年以上三五年末満	二二、二〇〇円
三五年以上三六年末満	二二、八〇〇円
三六年以上三七年末満	二三、四〇〇円
三七年以上三八年末満	二四、〇〇〇円
三八年以上三九年末満	二四、六〇〇円
三九年以上四〇年末満	二五、二〇〇円
四〇年	二五、八〇〇円

(加算)

第三十九条 母子年金の額は、妻が母子年金の受給権を取得した当時

第三十七条第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子が二人以上あるとき

は、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子一人につき四千八百円を加算した額とする。

2 妻が母子年金の受給権を取得した当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、その子は、妻がその権利を取得した当時第三十七条第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子とみなし、その生まれた日の属する月の翌月から、母子年金の額を改定する。

3 第一項の規定によりその額が加算された母子年金については、子のうちの一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数に応じて、年金額を改定する。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしたとき。
- 三 妻以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）となつたとき。
- 四 離縁によつて、夫又は妻のいずれの子でもなくなつたとき。
- 五 妻によつて生計を維持しなくなつたとき。
- 六 十八歳に達したとき。

し、妻が受給権を取得した時から引き続き別表に定める廃疾の状態にあるときを除く。

七 別表に定める廃疾の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳未満であるときを除く。

八 二十歳に達したとき。

第四十条 母子年金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻をしたとき。
- 三 直系姻族以外の者の養子となつたとき。

2 母子年金の受給権は、前項の規定によつて消滅するほか、子が一人であるときはその子が、子が二人以上であるときは同時に又は時を異にしてそのすべての子が、前条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

（支給停止）

第四十一条 母子年金は、当該夫の死亡について、労働基準法又は国家公務員災害補償法の規定による遺族補償、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償費その他政令で定める法令によるこれらに相当する給付が行われるべきものであるときは、死亡日から六箇月間、ある支給を停止する。

2 母子年金は、当該夫の死亡について、公的年金各法に基く年金たる給付（その全額につき支給を停止されているものを除く）を受けることができる者があるときは、その間、その額の三分の一に相当する部分の支給を停止する。

第二款 遺児年金

（支給要件）

第四十二条 遺児年金は、次の要件に該当する父又は母が死亡した場合において、その者の子であつて、父又は母の死亡の当時父又は母によつて生計を維持し、かつ、十八歳未満であるか又は二十歳未満で別表に定める廃疾の状態にあるものがあるときに、その者に支給する。ただし、父又は母の死亡の当時その子と生計を同じくするその子の母又は父があるときは、この限りでない。

一 死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の前日において次のいずれかに該当したとき。

イ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が十五年以上であるか、又はその保険料納付済期間が五年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの三分の二以上を占めること。

ロ 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間又は一年六箇月をこえない保険料免除期間で満たされていること。

ハ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第二十六条各号のいずれかに該当していること。

第四十三条 遺児年金の額は、死亡日かつた者については、死亡日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したとき。

日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間	年金額
三〇年未満	七、二〇〇円
三〇年以上三一年未満	七、五〇〇円
三一年以上三二年未満	七、八〇〇円
三二年以上三三年未満	八、一〇〇円
三三年以上三四年未満	八、四〇〇円
三四年以上三五年未満	八、七〇〇円
三五年以上三六年未満	九、〇〇〇円
三六年以上三七年未満	九、三〇〇円
三七年以上三八年未満	九、六〇〇円
三八年以上三九年未満	九、九〇〇円
三九年以上四〇年未満	一〇、二〇〇円
四〇年	一〇、五〇〇円

第四十四条 遺児年金の額は、当該父又は母の死亡について遺児年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子一人につき四千八百円を加算した額とする。

（失権）

2 前項の場合において、遺児年金の受給権を有する子の数が減じたときは、その減じた日の属する月の翌月から、遺児年金の額を改定する。

第四十五条 遺児年金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻をしたとき。
- 三 養子となつたとき。
- 四 離縁によつて、死亡した父又は母の子でなくなつたとき。
- 五 母又は父と生計を同じくするに至つたとき。
- 六 十八歳に達したとき。

き続き別表に定める廃疾の状態にあるときを除く。

七 別表に定める廃疾の状態にある子について、その事情がやんだとき、ただし、その子が十八歳未満であるときを除く。

八 二十歳に達したとき。

(支給停止)

第四十六条 遺児年金は、当該父又は母の死亡について第四十一条第一項に規定する給付が行われるべきものであるときは、死亡日から六年間、その支給を停止する。

第四十七条 遺児年金は、当該父の死亡についてその妻が当該遺児年金の受給権者と生計を同じくすることによつて支給され、又はその額が加算される母子年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。

2 前項に規定する母子年金が第六十一条の規定により支給されるものである場合において、その母子年金が第六十五条又は第六十七条の規定によりその全額につき支給を停止されているときは、前項の規定による支給の停止は行わず、また、その母子年金が第六十五条第三項の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額(当該遺児年金の受給権者が二人以上であるときは、その額をその受給権者の数で除して得た額)の限度においてのみ、前項の規定による支給の停止を行うものとする。

第四十八条 遺児年金の受給権を有する子が二人以上ある場合におい

て、その子のうち一人以上の子の所在が一年以上明らかでないときは、その子に対する遺児年金は、他の子の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2 前項の規定によつて遺児年金の支給を停止された子は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 前二項の規定により遺児年金の支給が停止され、又はその停止が解除されたときは、子の所在が明らかでなくなつた日又は支給の停止が解除された日の属する月の翌月から、遺児年金の額を改定する。

第三款 寡婦年金

(支給要件)

第四十九条 寡婦年金は、次の要件に該当する夫が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係が十年以上継続した六十五歳未満の妻があるときに、その者に支給する。ただし、その夫が障害年金(第五十六条の規定によつて支給されるものを除く)の受給権者であつたことがあるときは、この限りでない。

一 死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間につき、死亡日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したこと。

二 死亡日において被保険者でなかつた者については、死亡日において六十五歳未満であり、かつ、死亡日の前日において第二

十六条各号のいずれかに該当したと。

2 六十歳未満の妻に支給する寡婦年金は、第十八条第一項の規定にかかわらず、妻が六十歳に達した日の属する月の翌月から、その支給を始める。

(年金額)

第五十条 寡婦年金の額は、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間に應じて、それぞれ第二十七条第一項又は第二項の表の下欄に定める額の二分の一に相当する額とする。

(失権)

第五十一条 寡婦年金の受給権は、受給権者が六十五歳に達したとき、又は第四十条第一項各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

(支給停止)

第五十二条 寡婦年金は、当該夫の死亡について第四十一条第一項に規定する給付が行われるべきものであるときは、死亡日から六年間、その支給を停止する。

第五節 特例による老齢年金、障害年金及び母子年金

(老齢援護年金の支給要件)

第五十三条 保険料免除期間又は保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間が三十年をこえる者が七十歳に達したときは、第二十六条に定める老齢年金の支給要件に該当しない場合において、これに該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給す

る。ただし、その者が、七十歳に達した日において、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給する老齢年金は、老齢援護年金と称する。

(老齢援護年金の額)

第五十四条 老齢援護年金の額は、一万二千円とする。

(老齢援護年金の失権)

第五十五条 老齢援護年金の受給権は、第二十九条の規定によつて消滅するほか、受給権者が日本国民でなくなつたとき、又は日本国内に住所を有しなくなつたときは、消滅する。

(障害援護年金の支給要件)

第五十六条 疾病にかかり又は負傷し、かつ、次の各号の要件に該当する者が、廃疾認定日においてその傷病により別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、第三十条に定める障害年金の支給要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、その者に障害年金を支給する。ただし、その者が、廃疾認定日において、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

一 初診日において被保険者であつた者については、初診日の前日において次のいずれにも該当しなかつたこと。

イ 初診日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上である場合において、その期間のうち保険料

納付済期間が、その期間の三分の二に満たないこと。

ロ 初診日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続く三年間(その者が二十歳に達した後の期間に限る)が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。

二 初診日において被保険者でなかつた者については、初診日において六十五歳未満であり、かつ、初診日の前日において第五十三条第一項に規定する老齢援護年金の支給要件に該当したと。

2 前項の規定により支給する障害年金は、障害援護年金と称する。

第五十七条 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者が、廃疾認定日後に二十歳に達したときは二十歳に達した日において、廃疾認定日が二十歳に達した日後であるときはその廃疾認定日において、別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、前条第一項の規定の適用については、その者は、同項各号の要件に該当するものとみなす。

2 前項に規定する者であつて、廃疾認定日後に二十歳に達したもののについては、前条第一項ただし書中「廃疾認定日」とあるのは、「二十歳に達した日」と読み替へるものとする。

(障害援護年金の額)

第五十八条 障害援護年金の額は、一万八千円とする。

(障害援護年金の失権)

第五十九条 障害援護年金の受給権は、第三十五条の規定によつて消滅するほか、受給権者が日本国民でなくなつたとき、日本国内に住所を有しなくなつたとき、又は別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、消滅する。

(障害援護年金についての適用除外規定)

第六十条 第三十一条、第三十二条及び第三十四条の規定は、障害援護年金に關しては、適用しない。

(母子援護年金の支給要件)

第六十一条 夫が死亡した場合において、死亡日の前日において次の各号のいずれにも該当せず、かつ、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した被保険者たる妻が、夫の死亡の当時、夫又は妻の子であつて、義務教育終了前(十五歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き中学校又は高等学校、専門学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する間を含む。以下同じ。)のもの(夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。)と生計を同じくするときは、第三十七条第一項に定める母子年金の支給要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、その者に母子年金を支給する。ただし、その者が、夫の死亡日において、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

一 死亡日の属する月の前月までの妻の被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年

以上である場合においては、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二に満たないこと。

二 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続く三年間(その妻が二十歳に達した後の期間に限る。)が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。

第三十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

三 第一項の規定により支給する母子年金は、母子援護年金と称する。

(母子援護年金の額)

第六十二条 母子援護年金の額は、一万二千元とする。

第六十三条 母子援護年金の額は、妻が母子援護年金の受給権を取得した当時第六十一条第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子が二人以上あるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子一人につき二千四百円を加算した額とする。

第三十九条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

三 第一項の規定によりその額が加算された母子援護年金については、子のうちの一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数に応じて、年金額を改定する。

一 第三十九条第三項第一号から第五号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 十五歳に達した日の属する学年の末日が終了したとき。ただし

し、同日以後引き続き中学校又は高等学校、養護学校若しくは養護学校の中学部に在学するときは、その期間の三分の二に満たないこと。

三 前号ただし書に該当する場合において、中学校又は高等学校、養護学校若しくは養護学校の中学部に在学しなくなつたとき。

(母子援護年金の失権)

第六十四条 母子援護年金の受給権は、第四十条第一項の規定によつて消滅するほか、受給権者が日本国民でなくなつたとき、又は日本国内に住所を有しなくなつたときは、消滅する。子が一人であるときは、その子が、子が二人以上であるときは、同時に又は時を異にしてそのすべての子が、前条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときも、同様とする。

第四十条第二項の規定は、母子援護年金に關しては適用しない。

(援護年金の支給停止)

第六十五条 老齢援護年金、障害援護年金及び母子援護年金(以下「援護年金」という。)は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、その支給を停止する。

一 公的年金各法に基く年金たる給付を受けることができるとき。

二 監獄、労働場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

三 少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき。

前項第一号に規定する給付が、その金額につき支給を停止されているときは、同項の規定を適用しない。ただし、その支給の停止が第三十六条又は第四十一条第一項に規定する給付が行われることに

よるものであるときは、この限りでない。

三 援護年金の額が、第一項第一号に規定する給付の額(その給付が、その額の一部分につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額)をこえるときは、そのこえる部分については、同項の規定にかかわらず、当該援護年金の支給を停止しない。

四 援護年金は、受給権者が前年において十三万円(受給権者が前年の十二月三十一日において受給権者又はその配偶者の子であつて義務教育終了前のものの生計を維持したときは、十三万円にその子一人につき一万五千元を加算した額とする。)をこえる所得を有したときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

五 第一項第一号に規定する給付の額の計算方法及び前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第六十六条 老齢援護年金又は障害援護年金(その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。)は、その受給権者の配偶者が六千円をこえる額の公的年金各法に基く年金たる給付(その額の全部につき支給を停止されているものを除く。)を受け、その額の全部につき支給を停止されているものに限る。その期間、その年金額のうち当該公的年金各法に基く年金たる給付の額から六千円を控除した額(その額が六千円をこえるときは、六千円とする。)に相当する部分の支給を停止する。

二 前条第五項の規定は、前項に規定する公的年金各法に基く年金たる給付の額の計算方法について準用する。

三 夫及び妻がともに老齢援護年金(その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。)を受けることができるときは、その期間、夫及び妻に支給する老齢援護年金は、それぞれその年金額のうちの三万円に相当する部分の支給を停止する。夫及び妻の一方が老齢援護年金(その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。)を、他方が障害援護年金(その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。)を受けることができる場合における当該老齢援護年金については、同様とする。

四 老齢援護年金及び障害援護年金は、受給権者の配偶者の所得につき、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の規定により計算した前年分の所得税額(この所得税額を計算する場合には、同法第十五条の六及び第十五条の八の規定を適用しないものとする。次項において同じ。)があるときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

五 老齢援護年金及び障害援護年金は、受給権者の民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該受給権者の生計を維持するものの所得につき、所得税法の規定により計算した前年分の所得税額が、給与所得の収入金額が五十万円であり、かつ、同法に規定する

扶養親族が五人である者が通常納付すべき同年分の所得税額として政令で定める金額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

第六十七条 母子援護年金は、妻が夫又は妻の二十五歳以上の子と生計を同じくするときは、その期間、その支給を停止する。ただし、その子が長期の疾病又は負傷、廃疾、失業その他これらに準ずる状態にあるときは、この限りでない。

(支払期の特例)

第六十八条 援護年金は、第十八条第三項本文の規定にかかわらず、毎年一月、五月及び九月の三期に、それぞれの前月までの分を支払うものとする。

第六節 給付の制限

第六十九条 故意に廃疾又はその直接の原因となつた事故を生じさせた者の当該廃疾については、これを支給事由とする障害年金は、支給しない。

第七十条 故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、廃疾若しくはその原因となつた事故を生じさせた者の当該廃疾の程度を増進させた者の当該廃疾については、これを支給事由とする年金給付は、これを全部又は一部を行わないことができる。自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、死亡又はその原因となつた事故を生じさせた者の死亡についても同様とする。

第七十一条 母子年金、遺児年金又は寡婦年金は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は夫を故意に死亡させた者には、支給しない。被保険者若しくは被保険者であつた者又は夫の死亡前に、その者の死亡によつて母子年金又は遺児年金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とする。

2 遺児年金の受給権は、受給権者が他の受給権者を故意に死亡させたときは、消滅する。

第七十二条 年金給付は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

一 受給権者が、正当な理由がなく、第二百七条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の見聞に応じなかつたとき。

二 障害年金の受給権者又は第二百七条第二項に規定する子が、正当な理由がなく、同項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

第七十三条 受給権者が、正当な理由がなく、第二百五条第三項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金給付の支払を一時差し止めることができる。

第四章 被保険者及び年金給付に関する経過的特例
第一節 経過措置
(被保険者の適用除外)
第七十四条 明治四十四年三月三十

一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者)は、第七條第一項の規定にかかわらず、被保険者となし、(任意加入被保険者)

第七十五条 明治三十九年四月一日から明治四十四年三月三十一日までの間に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえ、五十五歳をこえない者)であつて、第七條第二項各号のいずれにも該当しないものは、前条の規定にかかわらず、都道府県知事に申し出て、被保険者となることが出来る。ただし、第七條第一項に該当する者に限る。

2 前項の申出は、昭和三十六年三月三十一日までに行わなければならない。

3 第十三條第一項の規定は、第一項の申出があつた場合に準用する。

4 第一項の規定による被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

5 第一項の規定による被保険者は、第九條各号(第四号を除く)及び次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(次の第三号に該当するに至つたときは、その日)に被保険者の資格を喪失する。

一 前項の申出が受理されたとき。
二 保険料を滞納し、第九十六條第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。
三 被保険者期間が十年に達したとき。
(老齢年金の受給資格期間等についての特例)
第七十六条 次の表の上欄に掲げる

者については、第十條及び第二十六條各号(第二十八條第一項、第三十條、第四十二條、第四十九條第一項及び第九十九條第一項の規

定を適用する場合を含む。)中「二十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

大正五年三月三十一日以前に生まれた者	(四十五歳をこえる者)	十年
大正五年四月一日から大正六年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十四歳をこえ、四十五歳をこえない者)	十一年
大正六年四月一日から大正七年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十三歳をこえ、四十四歳をこえない者)	十二年
大正七年四月一日から大正八年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十二歳をこえ、四十三歳をこえない者)	十三年
大正八年四月一日から大正九年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十一歳をこえ、四十二歳をこえない者)	十四年
大正九年四月一日から大正十年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十歳をこえ、四十一歳をこえない者)	十五年
大正十年四月一日から大正十一年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十九歳をこえ、四十歳をこえない者)	十六年
大正十一年四月一日から大正十二年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十八歳をこえ、三十九歳をこえない者)	十七年
大正十二年四月一日から大正十三年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十七歳をこえ、三十八歳をこえない者)	十八年
大正十三年四月一日から大正十四年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十六歳をこえ、三十七歳をこえない者)	十九年
大正十四年四月一日から大正十五年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十五歳をこえ、三十六歳をこえない者)	二十年
大正十五年四月一日から昭和二年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十四歳をこえ、三十五歳をこえない者)	二十一年
昭和二年四月一日から昭和三年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十三歳をこえ、三十四歳をこえない者)	二十二年
昭和三年四月一日から昭和四年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十二歳をこえ、三十三歳をこえない者)	二十三年
昭和四年四月一日から昭和五年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十一歳をこえ、三十二歳をこえない者)	二十四年

備考 この表の中欄の記載は、上欄に掲げる者を昭和三十六年四月一日におけるその者の年齢であらわしたものである。

日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において三十五歳をこえる者）であつて、前条の規定により老齢年金の受給資格期間が就み替えられるため第二十六条第一号又は第二号に該当するに至つたものに支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保險料納付済期間	年金額
一〇年以上	一四,四〇〇円
五年未満	
一五年未満	一五,〇〇〇円
六年以上	
六年未満	一五,六〇〇円
七年以上	
七年未満	一六,一〇〇円
八年以上	
八年未満	一六,八〇〇円
九年以上	
九年未満	一七,四〇〇円
一〇年以上	
一〇年未満	一八,〇〇〇円
一一年以上	
一年未満	一九,一〇〇円
二一年以上	
二年未満	二〇,〇〇〇円
三一年以上	
三年未満	二一,九〇〇円
四一年以上	
四年未満	二三,八〇〇円
五年以上	
五年未満	

2 前項に規定する者のうち保険料納付済期間が十四年未満である者については、その者が七十歳に達するまでの間に支給する老齢年金の額は、同項の規定にかかわらず、その保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間		年金額
一〇年以上	九,000円	
一年以上未満	10,000円	
一年以上未満	11,000円	
一年以上未満	12,000円	
一年以上未満	13,000円	
一年以上未満	14,000円	
一年以上未満	15,000円	
一年以上未満	16,000円	
一年以上未満	17,000円	
一年以上未満	18,000円	
一年以上未満	19,000円	
一年以上未満	20,000円	
一年以上未満	21,000円	
一年以上未満	22,000円	
一年以上未満	23,000円	
一年以上未満	24,000円	
一年以上未満	25,000円	
一年以上未満	26,000円	
一年以上未満	27,000円	
一年以上未満	28,000円	
一年以上未満	29,000円	
一年以上未満	30,000円	
一年以上未満	31,000円	
一年以上未満	32,000円	
一年以上未満	33,000円	
一年以上未満	34,000円	
一年以上未満	35,000円	
一年以上未満	36,000円	
一年以上未満	37,000円	
一年以上未満	38,000円	
一年以上未満	39,000円	
一年以上未満	40,000円	
一年以上未満	41,000円	
一年以上未満	42,000円	
一年以上未満	43,000円	
一年以上未満	44,000円	
一年以上未満	45,000円	
一年以上未満	46,000円	
一年以上未満	47,000円	
一年以上未満	48,000円	
一年以上未満	49,000円	
一年以上未満	50,000円	
一年以上未満	51,000円	
一年以上未満	52,000円	
一年以上未満	53,000円	
一年以上未満	54,000円	
一年以上未満	55,000円	
一年以上未満	56,000円	
一年以上未満	57,000円	
一年以上未満	58,000円	
一年以上未満	59,000円	
一年以上未満	60,000円	
一年以上未満	61,000円	
一年以上未満	62,000円	
一年以上未満	63,000円	
一年以上未満	64,000円	
一年以上未満	65,000円	
一年以上未満	66,000円	
一年以上未満	67,000円	
一年以上未満	68,000円	
一年以上未満	69,000円	
一年以上未満	70,000円	
一年以上未満	71,000円	
一年以上未満	72,000円	
一年以上未満	73,000円	
一年以上未満	74,000円	
一年以上未満	75,000円	
一年以上未満	76,000円	
一年以上未満	77,000円	
一年以上未満	78,000円	
一年以上未満	79,000円	
一年以上未満	80,000円	
一年以上未満	81,000円	
一年以上未満	82,000円	
一年以上未満	83,000円	
一年以上未満	84,000円	
一年以上未満	85,000円	
一年以上未満	86,000円	
一年以上未満	87,000円	
一年以上未満	88,000円	
一年以上未満	89,000円	
一年以上未満	90,000円	
一年以上未満	91,000円	
一年以上未満	92,000円	
一年以上未満	93,000円	
一年以上未満	94,000円	
一年以上未満	95,000円	
一年以上未満	96,000円	
一年以上未満	97,000円	
一年以上未満	98,000円	
一年以上未満	99,000円	
一年以上未満	100,000円	

3 大正十五年四月一日から昭和五年三月三十一日までの間に生まれた者（昭和三十六年四月一日において三十一歳をこえ、三十五歳をこえない者）であつて、前条の規定により老齢年金の受給資格期間が読み替えられるため第二十六条第一号に該当するに至つたものに支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に應じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年金額
二一年以上	一九,000円
二一年未満	
二一年以上	二〇,000円
二一年未満	
二三年以上	二一,000円
二三年未満	
二四年以上	二二,000円
二四年未満	
二五年以上	二三,000円
二五年未満	

4 前三項の場合においては、第二十八條第四項中「前條」とあるのは、「第七十七條第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。（老齡援護年金の受給資格期間等）
 第七十八條の特例）
 第七十八條 次の表の上欄に掲げる者については、第五十三條第一項（第五十六條第一項の規定を適用する場合を含む。）中「三十年」とあるのは、それぞれ同表の下欄のよりに読み替えるものとする。

明治四十四年四月一日から明治四十五年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十九歳をこえ、五十歳をこえない者)	四年
明治四十五年四月一日から大正二年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十八歳をこえ、四十九歳をこえない者)	五年
大正二年四月一日から大正三年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十七歳をこえ、四十八歳をこえない者)	六年
大正三年四月一日から大正五年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十五歳をこえ、四十七歳をこえない者)	七年
大正五年四月一日から大正六年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十四歳をこえ、四十五歳をこえない者)	八年
大正六年四月一日から大正七年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十三歳をこえ、四十四歳をこえない者)	九年
大正七年四月一日から大正八年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十二歳をこえ、四十三歳をこえない者)	十年
大正八年四月一日から大正十年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十歳をこえ、四十二歳をこえない者)	十一年
大正十年四月一日から大正十一年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十九歳をこえ、四十歳をこえない者)	十二年

大正十一年四月一日から大正十二年三月三十一日までの間に生まれた者	大正十二年四月一日から大正十三年三月三十一日までの間に生まれた者	大正十三年四月一日から大正十四年三月三十一日までの間に生まれた者	大正十四年四月一日から大正十五年三月三十一日までの間に生まれた者	大正十五年四月一日から昭和二年三月三十一日までの間に生まれた者	昭和二年四月一日から昭和三年三月三十一日までの間に生まれた者	昭和三年四月一日から昭和四年三月三十一日までの間に生まれた者	昭和四年四月一日から昭和六年三月三十一日までの間に生まれた者	昭和六年四月一日から昭和七年三月三十一日までの間に生まれた者	昭和七年四月一日から昭和八年三月三十一日までの間に生まれた者	昭和八年四月一日から昭和九年三月三十一日までの間に生まれた者	昭和九年四月一日から昭和十年三月三十一日までの間に生まれた者	昭和十年四月一日から昭和十一年三月三十一日までの間に生まれた者	昭和十一年四月一日から昭和十二年三月三十一日までの間に生まれた者	昭和十二年四月一日から昭和十三年三月三十一日までの間に生まれた者	昭和十三年四月一日から昭和十四年三月三十一日までの間に生まれた者	昭和十四年四月一日から昭和十五年三月三十一日までの間に生まれた者
〇二十八歳をこえ、三十九歳をこえない者	〇二十七歳をこえ、三十八歳をこえない者	〇二十六歳をこえ、三十七歳をこえない者	〇二十五歳をこえ、三十六歳をこえない者	〇三十四歳をこえ、三十五歳をこえない者	〇三十三歳をこえ、三十四歳をこえない者	〇三十二歳をこえ、三十三歳をこえない者	〇三十歳をこえ、三十二歳をこえない者	〇二十九歳をこえ、三十歳をこえない者	〇二十八歳をこえ、二十九歳をこえない者	〇二十七歳をこえ、二十八歳をこえない者	〇二十六歳をこえ、二十七歳をこえない者	〇二十五歳をこえ、二十六歳をこえない者	〇二十四歳をこえ、二十五歳をこえない者	〇二十三歳をこえ、二十四歳をこえない者	〇二十二歳をこえ、二十三歳をこえない者	〇二十一歳をこえ、二十二歳をこえない者
十三年	十四年	十五年	十六年	十七年	十八年	十九年	二十年	二十一年	二十二年	二十三年	二十四年	二十五年	二十六年	二十七年	二十八年	二十九年

備考 この表の中欄の記載は、上欄に掲げる者を昭和三十六年四月一日におけるその者の年齢であらわしたものである。

(障害援護年金及び母子援護年金の受給資格期間についての特別)

第七十九条 昭和十六年三月三十一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において二十歳をこえる者)については、第五十六条第一項第一号ロ中「その者が二十歳に達した後の期間」とあり、第六十一条第一項第二号中「その妻が二十歳に達した後の期間」とあるのは、「昭和三十六年四月一日以後の期間」と読み替えるものとする。

第二節 援護年金の特別支給

(老齢援護年金の特別支給)

第八十条 明治三十二年十一月一日以前に生まれた者(昭和三十四年十一月一日において七十歳以上である者)には、第五十三条第一項本文の規定にかかわらず、昭和三十四年十一月一日に、同条の老齢援護年金を支給する。

2 明治三十二年十一月二日から明治四十四年三月三十一日までの間に生まれた者(昭和三十四年十一月一日において七十歳未満である者のうち、昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者)が七十歳に達したときは、第五十三条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の老齢援護年金を支給する。ただし、その者が老齢年金の受給権者であるときは、この限りでない。

(障害援護年金の特別支給)

第八十一条 昭和十四年十一月一日以前に生まれた者(昭和三十四年十一月一日において二十歳以上である者)が、昭和三十四年十一月一日以前になおつた傷病により、昭和三十四年十一月一日において別表に定める一級に該当する程度の療疾の状態にあるときは、第五十六条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害援護年金を支給する。

ある者)が、昭和三十四年十一月一日以前になおつた傷病により、昭和三十四年十一月一日において別表に定める一級に該当する程度の療疾の状態にあるときは、第五十六条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害援護年金を支給する。

2 初診日が昭和三十四年十一月一日以前である傷病が同日以後になおつた者又は初診日が同日以後昭和三十六年三月三十一日以前である傷病がなおつた者が、そのなおつた日において、当該傷病により別表に定める一級に該当する程度の療疾の状態にあるときも、前項と同様とする。ただし、初診日において二十歳未満であつた者又は療疾認定日において七十歳以上であつた者については、この限りでない。

3 明治四十四年三月三十一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者)であつて、初診日が昭和三十六年四月一日以後である傷病がなおつたもの(療疾認定日において七十歳以上であつた者を除く)が、そのなおつた日において、当該傷病により別表に定める一級に該当する程度の療疾の状態にあるときも、第一項と同様とする。ただし、当該療疾について第三十条又は第五十六条第一項の規定により障害年金の受給権を取得すべきときは、この限りでない。

(母子援護年金の特別支給)

第八十二条 夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した昭和十四年十一月一日以前に生まれた妻(昭和三十四年十一月一日において二十歳以上である者)が、昭和三十四年十一月一日において、夫又は妻の子であつて義務教育終了前のもの(夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。)の生計を維持するときは、第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子援護年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻をしているとき。

二 妻が、現に直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき(夫の死亡後に養子となつた場合に限る。)

三 妻によつて生計を維持する子のすべてが、現に婚姻をしてゐるか、又は妻以外の者の養子となつてゐるとき(その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。)

三 妻によつて生計を維持する子のすべてが、現に婚姻をしてゐるか、又は妻以外の者の養子となつてゐるとき(その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。)

2 昭和三十四年十一月一日以後昭和三十六年三月三十一日以前に夫が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した二十歳以上六十歳未満である妻が、夫の死亡の当時、夫又は妻の子であつて義務教育終了前のもの(夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。)と生計を同じくするときは、第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子援護年金を支給する。

3 明治四十四年三月三十一日以前に生まれた妻(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者)であつて、昭和三十六年四月一日以後に夫が死亡し、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持したものの(夫の死亡日において六十歳以上であつた者を除く)が、夫の死亡の当時夫又は妻の子であつて義務教育終了前のもの(夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。)と生計を同じくするときは、第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子援護年金を支給する。

3 明治四十四年三月三十一日以前に生まれた妻(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者)であつて、昭和三十六年四月一日以後に夫が死亡し、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持したものの(夫の死亡日において六十歳以上であつた者を除く)が、夫の死亡の当時夫又は妻の子であつて義務教育終了前のもの(夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。)と生計を同じくするときは、第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子援護年金を支給する。

4 第三十七条第二項の規定は、前三項の場合に準用する。

(規定に関する特別)

第八十三条 前三条の規定により支給する援護年金の受給権の認定は、第十六条の規定にかかわらず、受給権者の請求に基いて、都道府県知事が行ふものとする。

2 前三条の規定により援護年金の受給権を取得した者が第六十五条第一項第一号に該当するときは、引き続きこれに該当する間、その者は、前項の請求をすることができない。ただし、同条第二項又は第三項の規定に該当するときは、この限りでない。

第五章 福祉施設

第八十四条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることが出来る。

第六章 費用

第八十五条 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用(次項及び第三項に規定する費用を除く。以下同じ)に充てるため、当該年度において納付された保険料の総額の二分の一に相当する額を負担する。

2 国庫は、援護年金の給付に要する費用を負担する。

3 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、国民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。

(事務費の交付)

第八十六条 政府は、政令の定めるところにより、市町村(特別区を含む。以下同じ)に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行ふ事務の処理に必要な費用を交付する。

(保険料)

第八十七条 政府は、国民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3 保険料の額は、被保険者が三十五歳に達する日の属する月の前月までは一月につき百円、被保険者が三十五歳に達した日の属する月以後は一月につき百五十円とする。

(保険料の納付義務)

第八十八条 被保険者は、保険料を納付しなければならない。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負ふ。

第八十九条 被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月前における直近の基準月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、すでに納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、納付することを要しない。

一 障害年金又は母子援護年金の受給権者であるとき。

二 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による生活扶助又はらい予防法（昭和二十八年法律第二百四十四号）によるこれに相当する援助を受けるとき。

三 国立のらい療養所その他の施設であつて、厚生省令で定めるものに収容されるとき。

第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者から申請があつたときは、都道府県知事は、申請のあつた日の属する月前における直近の基準月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、すでに納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとするが、できる。ただし、世帯主又は配偶者にこれを納付するについて著しい困難がないと認められるときは、この限りでない。

一 所得がないとき。

二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助又はらい予防法によるこれに相当する援助を受けるとき。

三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める障害者であつて、年間の所得が十三万円以下であるとき。

四 地方税法に定める寡婦であつて、年間の所得が十三万円以下であるとき。

五 その他保険料を納付することが著しく困難であると認められるとき。

（保険料の納期限）

第九十一条 一月、二月及び三月分の保険料はその年の四月末日までに、四月、五月及び六月分の保険料はその年の七月末日までに、七月、八月及び九月分の保険料はその年の十月末日までに、十月、十一月及び十二月分の保険料は翌年一月末日までに、それぞれ納付しなければならぬ。

（保険料の納付方法）

第九十二条 保険料を納期限前に納付するには、厚生省令で定める場合を除いて、国民年金印紙による納付の方法によらなければならぬ。四月から十二月までの各月の保険料を納期限の経過後翌年の四月三十日までの間に納付するときも、同様とする。

2 一月から三月までの各月の保険料をその年の五月一日以後に、四月から十二月までの各月の保険料を翌年の五月一日以後に納付する

には、国民年金印紙による納付の方法によることができない。

3 国民年金印紙による保険料の納付は、国民年金手帳の所定欄に国民年金印紙をはりつけ、納期限までにこれを都道府県知事又は市町村長に提出し、その検認を受けることによつて行ふものとする。

（保険料の前納）

第九十三条 被保険者は、都道府県知事の承認を受け、将来の一定期間の保険料を前納することができ

る。

2 保険料の前納は、国民年金手帳の所定欄に国民年金印紙をはりつけ、これを市町村長に提出し、その検認を受けることによつても、行ふことができる。この場合においては、都道府県知事の承認を受けることを要しない。

3 第一項の場合において前納すべき額は、国民年金印紙によつて納付する場合を除き、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。

4 第一項の規定により前納された保険料について保険料納付済期間を計算する場合においては、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

5 前四項に定めるもののほか、保険料の前納手続、前納された保険料の還付、前納された保険料に係る第八十五条第一項の規定による国庫負担額の算定方法その他保険料の前納について必要な事項は、政令で定める。

（保険料の追納）

第九十四条 被保険者は、都道府県知事の承認を受け、第八十九条又は第九十条の規定により納付することを要しないものとされた保険料（承認の日の属する月前十年以内の期間に係るものに限り）の全部又は一部につき、これに相当する額を追納することができ、この場合においては、その一部につき追納をするときは、追納は、さきに経過した月の分から順次に行ふものとする。

2 前項の規定により追納が行われたときは、追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

3 前二項に定めるもののほか、保険料の追納手続その他保険料の追納について必要な事項は、政令で定める。

（徴収）

第九十五条 保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除くほか、国税徴収の例によつて徴収する。

（督促及び滞納処分）

第九十六条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生大臣は、期限を指定して、これを督促することができる。

2 前項の規定によつて督促をしよるとするときは、厚生大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算

して十日以上を経過した日でなければならぬ。

4 厚生大臣は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。

5 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することができ、この場合においては、厚生大臣は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならぬ。

6 前二項の規定による処分によつて受け入れた金額を保険料に充当する場合においては、さきに経過した月の保険料から順次これに充当し、一箇月の保険料の額に満たない端数は、納付義務者に交付するものとする。

（延滞金）

第九十七条 前条第一項の規定によつて督促をしたときは、厚生大臣は、徴収金額百円につき一日六銭の割合で、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、徴収金額が五百円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、徴収金額の一部につき納付があつたとき

は、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあつた徴収金額を控除した金額による。

3 延滞金を計算するに当り、徴収金額に五百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が五十円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

5 延滞金の金額に五十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(先取特権)

第九十八条 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(保険料の還付)

第九十九条 保険料免除期間又は保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間が三十年をこえ、かつ、保険料納付済期間が三年以上である者が六十五歳に達したときは、百五十円にその者の保険料納付済期間の月数を乗じて得た額から五千四百円を控除した額をその者に還付する。ただし、その者が、第二十六条各号のいずれかに該当するとき、又は障害年金若しくは母子年金の受給権者であるとき、若しくは受給権者であつたことがあるときは、この限りでない。

2 第二十三条の規定は前項の保険料の還付について、第七十八条の規定は同項の保険料免除期間又は

保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間について、それぞれ準用する。

(附加保険料)

第一百条 被保険者は、別に法律の定めるところにより、この法律による保険料にあわせて、附加保険料を払い込むことができる。

2 前項の附加保険料を払い込んだ者に対しては、老齢年金にあわせて附加年金を支払い、又はその者が年金給付を受けることができなかつた場合に脱退手当金を支払うものとする。

第七章 審査の請求

第一百一条 年金給付に関する処分又は保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課、徴収若しくは第九十六条の規定による処分不服がある者は、社会保険審査官に審査を請求し、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に再審査を請求することができる。

2 審査の請求をした日から六十日以内に決定がないときは、請求者は、社会保険審査官が審査の請求を棄却したものとなして、社会保険審査会に再審査を請求することができる。

3 第一項の審査及び前二項の再審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

第八章 雑則

(時効)

第一百二条 年金給付を受ける権利は、その支給事由が生じた日(第八十三条第二項の規定に該当する場合においては、その権利につき裁定の請求をすることができるこ

となつた日)から五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利(第九十九条の規定による還付金を受ける権利を含む)は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

3 前二項の時効の中断、停止その他の事項に關しては、民法の時効に關する規定を準用する。ただし、保険料その他この法律の規定による徴収金についての第九十六条第一項の規定による督促は、民法第九十五条第三項の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

4 保険料その他この法律の規定による徴収金については、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十二条の規定を適用しない。

(期間の計算)

第一百三条 この法律又はこの法律に基く命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に關する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第一百四条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする)は、厚生大臣若しくは都道府県知事又は被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者に対して、当該市町村の条例に定めるところにより、被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者又は母子年金の支給若しくはその額の加算の要

件に該当する子の戸籍に關し、無料証明を行うことができる。

(届出等)

第一百五条 被保険者は、厚生省令の定めるところにより、第十二条第一項に規定する事項を除くほか、厚生省令の定める事項を都道府県知事又は市町村長に届け出なければならない。

2 第十二条第二項及び第三項の規定は、前項の届出について準用する。

3 受給権者は、厚生省令の定めるところにより、厚生大臣又は都道府県知事に対し、厚生省令の定める事項を届け出、かつ、厚生省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

4 被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、厚生省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣、都道府県知事又は市町村長に届け出なければならない。

(被保険者に関する調査)

第一百六条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、被保険者に対し、国民年金手帳の提出を命じ、又は被保険者の資格若しくは保険料に關する処分に關し、当該職員をして被保険者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(受給権者に関する調査)

第一百七条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、受給権者に対して、その者の身分関係、廃疾の状態その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に關する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれら事項に關し受給権者に質問させることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、障害年金の受給権者、別表に定める程度の廃疾の状態にあることにより遺児年金の受給権を有し、若しくは母子年金が支給され、若しくはその額が加算されている子又は疾病、負傷若しくは廃疾の状態にあることにより第六十七条ただし書の規定によつて母子援護年金の支給が停止されていない子に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の廃疾、疾病若しくは負傷の状態を診断させることができる。

3 前条第二項の規定は、前二項の規定による質問又は診断について準用する。

(資料の提供等)

第一百八条 厚生大臣又は都道府県知事は、年金給付又は保険料に關する処分に關し必要があると認めるときは、被保険者、受給権者又は世帯主若しくは被保険者の配偶者の資産若しくは収入の状況又は公的年金各法に基く年金たる給付の

支給状況につき、郵便局その他の
官公署、被用者年金各法に定める
組合（厚生年金保険法附則第二十
八条に規定する共済組合を含む。
以下同じ。）若しくは国家公務員共
済組合連合会に対し必要な書類の
閲覧若しくは資料の提供を求め、
又は銀行、信託会社その他の機関
若しくは被保険者の雇用主その他の
関係人に報告を求めることができる。

（年金給付の支払）

第九十条 年金給付の支払に關する
事務は、通信大臣が取り扱うもの
とする。

2 厚生大臣は、前項の支払に必要な
資金を通信大臣の指定する出納
官吏に交付しなければならない。
（実施命令）

第九十一条 この法律に特別の規定が
あるものを除くほか、この法律の
実施のための手続その他その執行
について必要な細則は、省令で定
める。

第九章 罰則

第九十二条 偽りその他不正な手段
により年金給付を受けた者は、三
年以下の懲役又は五万円以下の罰
金に処する。ただし、刑法（明治
四十年法律第四十五号）に正条が
あるときは、刑法による。

第九十三条 次の各号のいずれかに
該当する者は、六箇月以下の懲
役又は一万円以下の罰金に処す
る。

一 第十二条第一項の規定に違反
して虚偽の届出をした被保険
者

二 第十二条第二項の規定により
届出をする場合に虚偽の届出を
した世帯主

三 第六十六条第一項の規定により
国民年金手帳の提出を命ぜられ
てこれに従わず、又は同項の規
定による当該職員の間接に對し
て答弁せず、若しくは虚偽の陳
述をした被保険者

第九十四条 第十二条第一項の規定
に違反して届出をしなかつた被保
険者は、五千円以下の罰金に処す
る。ただし、同条第二項の規定に
よつて世帯主から届出がなされた
ときは、この限りでない。

第九十五条 次の各号のいずれかに
該当する者は、一万円以下の過料
に処する。

一 第九十五条第一項の規定に違反
して届出をしなかつた被保険
者。ただし、同条第二項におい
て準用する第九十二条第二項の規
定により世帯主から届出がなさ
れたときを除く。

二 第九十五条第一項の規定に違反
して虚偽の届出をした被保険者

三 第九十五条第二項において準用
する第九十二条第二項の規定によ
り届出をする場合に虚偽の届出
をした世帯主

四 第九十五条第四項の規定に違反
して届出をしなかつた戸籍法の
規定による死亡の届出義務者

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十四年
十一月一日から施行する。ただ
し、第二章、第七十四条、第七十
五条及び附則第四条から附則第八

条までの規定は昭和三十五年十月
一日から、第七十六条から第七十
九条まで、第六章中保険料に關す
る部分及び附則第二条の規定は昭
和三十六年四月一日から、附則第
三条第一項の規定は公布の日から
施行する。

（被保険者に關する経過措置）

第二条 昭和三十五年十月一日から
昭和三十六年三月三十一日までの
間において被保険者であつた者に
ついて、年金給付に關する規定を
適用する場合においては、その者
は、その期間、被保険者でなかつ
たものとみなす。

（援護年金の裁定の請求等に關す
る経過措置）

第三条 第八十条第一項、第八十一
条第一項又は第八十二条第一項の
規定に該当すべき者は、昭和三十
四年十一月一日前においても、同
日にこれらの規定に該当すること
を条件として、当該援護年金につ
いて受給権の裁定の請求の手続を
とることができる。

2 第八十条第一項、第八十一条第
一項又は第八十二条第一項の規定
による援護年金の支給は、昭和三十
四年十一月一日から始めるものとす
る。

3 昭和三十五年における援護年金
の支払については、第六十八条中
「一月」とあるのは、「三月」と読み
替へるものとする。

（被用者年金各法の被保険者等に
關する当分の間の取扱）

第四条 第七條第二項各号に掲げる
者に關しては、同条第三項に規定
する法律が制定施行されるまでの

間、次条から附則第九条までに定
めるところによる。

第五条 第七條第一項に規定する者
であつて、同条第二項各号のいず
れかに該当するものが、同項各号
のいずれにも該当しなくなつたと
きは、その日に被保険者の資格を
取得するものとし、また、被保険
者が同項各号のいずれかに該当す
るに至つたときは、その該当する
に至つた日に被保険者の資格を喪
失するものとする。ただし、その
者が明治四十四年四月一日以後に
生まれた者（昭和三十六年四月一
日において五十歳をこえない者）
である場合に限る。

第六条 明治四十四年四月一日以後
に生まれた者（昭和三十六年四月
一日において五十歳をこえない
者）であつて、第七條第二項に該当
するものは、同項の規定にかかわ
らず、都道府県知事の承認を受け
て、被保険者となることができ
る。ただし、同項第一号から第三
号までのいずれかに該当する者及
び同条第一項に該当しない者は、
この限りでない。

2 前項の規定による承認を受けた
者は、その承認を受けた日に被保
険者の資格を取得するものとな
す。

3 第十三條第一項の規定は、第一
項の規定による承認があつた場合
に準用する。

4 第一項の規定による被保険者
は、いつでも、都道府県知事に申
し出て、被保険者の資格を喪失す
ることができる。

5 第一項の規定による被保険者
は、第九條各号及び次の各号のい
ずれかに該当するに至つた日の翌
日（第九條第四号又は次の第一号
若しくは第二号に該当するに至つ
たときは、その日）に被保険者の
資格を喪失する。

一 第七條第二項第一号から第三
号までのいずれかに該当するに
至つたとき。

二 第七條第二項第四号から第七
号までのいずれにも該当しな
かつたとき。

三 前項の申出が受理されたと
き。

四 保険料を滞納し、第九十六條
第一項の規定による指定の期限
までに、その保険料を納付しな
いとき。

6 第一項の規定による被保険者に
ついては、第八十九條及び第九十
條の規定を適用しない。

第七條 明治三十九年四月一日から
明治四十四年三月三十一日までの
間に生まれた者（昭和三十六年四
月一日において五十歳をこえ、五
十五歳をこえない者）であつて、
第七條第二項に該当するものは、
同項の規定にかかわらず、都道府
県知事に申し出て、被保険者とな
ることができる。ただし、同項第
一号から第三号までのいずれかに
該当する者及び同条第一項に該当
しない者は、この限りでない。

2 第七十五條第二項から第五項ま
での規定は、前項の規定による被
保険者について準用する。

3 第七十五条第一項又はこの条第一項の規定による被保険者が、第七条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日に被保険者の資格を喪失する。

第八号 厚生大臣、都道府県知事又は市町村長は、被保険者の資格に關し必要があるときは、被用者年金各法に定める組合その他の管掌機關（恩給に關する裁定庁、本属庁及び支給庁並びに地方公務員の退職年金に關するこれらに相當する機關を含む。）に對し、必要な資料の提供を求めることができ

る。

第九号 疾病にかかり、又は負傷し、昭和三十四年十一月一日以後におけるその初診日において第七條第二項第一号から第三号までのいずれかに該当した者の当該傷病による廢疾については、第五十七條第一項並びに第八十一條第二項及び第三項の規定を適用しない。

（印紙税法の一部改正）

第十号 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五号第六号ノノハの次に次の一号を加える。

六ノノ九 国民年金ニ關スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十一号 所得税法の一部を次のように改正する。

第八号第六項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料

第九号第二項中「第六号の五」の下に「第七号の三」を加える。

（地方財政法の一部改正）

第十二号 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十号の四第七号中「厚生年金保険の下に」国民年金」を加える。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に關する法律の一部改正）

第十三号 国等の債権債務等の金額の端数計算に關する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七号第二号中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第八十七條第一項」の下に「国民年金法（昭和三十四年法律第九号）第九十七條第一項」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十四号 地方税法の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 国民年金法（昭和三十四年法律第九号）の規定によつて年金給付として支給を受ける金額

第六百七十二條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 国民年金法の規定によつて年金給付として支給を受ける金額

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第十五号 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第九十條の下に」並びに「国民年金法（昭和三十四年法律第九号）第一百一條」を加える。

第三条中「又は厚生年金保険法第九十條を」若しくは「厚生年金保険法第九十條又は国民年金法第一百一條」に改め、同条第三号中「保険給付」の下に「（国民年金法による年金給付を含む。次条第一項において同じ。）」を加える。

第九号第一項中「被保険者」の下に「（国民年金事業の管掌者を含む。以下同じ。）」を加える。

第十九号中「及び厚生年金保険法第九十條を」厚生年金保険法第九十條及び国民年金法第一百一條」に改める。

第三十二條第一項中「又は厚生年金保険法第九十條第一項を」若しくは「厚生年金保険法第九十條第一項又は国民年金法第一百一條第一項」に改め、同条第二項中「又は厚生年金保険法第九十條第二項」を「若しくは厚生年金保険法第九十條第二項又は国民年金法第一百一條第二項」に改め、同条第六項中「厚生年金保険法第八十六條第五項」の下に「並びに国民年金法第九十六條第四項」を加える。

別表

障害の程度		障 害 の 状 態	
一		二	
一	両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの	一	両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの
二	両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの	二	両耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの
三	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	三	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
四	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	四	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
五	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	五	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
六	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	六	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
七	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	七	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
八	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	八	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
九	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	九	両上肢の機能に著しい障害を有するもの

備考 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

理由

国民生活の安定が老齢、廢疾又は死亡によつてそなわれることを国民の共同連帯によつて防止するため、国民年金制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○坂田國務大臣　ただいま議題となりました国民年金法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

御承知のように、わが国の公的年金制度には厚生年金保険制度を初め恩給、各種共済組合による年金制度などすでに幾つかの制度があるのでありますが、これらはいずれも一定の条件を備えた被用者を対象とするものでありまして、国民の大半を占める農民、商工業者、零細企業の被用者などはいまだに年金制度から取り残されたままになっているのであります。

翻つて最近のわが国の人口趨勢を見ますに、国民の死亡率は激減し、平均余命は戦前に比べ飛躍的な伸びを見せ、その結果老齢人口は絶対数においてもまた国民全体において占める比率においても著しい増加の傾向を見せております。しかるに一方これら老齢者の置かれております生活状態は、戦前に比べむしろきびしさを加へているのであります。このことは程度の差こそあれ、身体障害者や母子世帯の場合にも同様といえるのであります。

このような事情からいたしまして、社会保障制度の一環として全国民に年金制度を及ぼし、これを生活設計のよりどころとして、国民生活の安定をはかつて参ります体制を確立いたしますことが国民の一致した要望となつてきたのであります。

与党たる自由民主党におきましては、かねてからこの問題について研究しておつたのでありますが、ついに昨年春の衆議院議員総選挙に際し、国民年金制度の創設を国民の前に公約いたしましたのであります。社会党におかれましては、この問題を多年にわたつて研究され、すでに数回にわたり国民年金法案を国会に御提案になつておられるのであります。

政府といたしましては、このような各方面の要望にこたへるため、昨年六月、内閣総理大臣の諮問に応じて行われまして社会保障制度審議会の国民年金制度に関する答申を参考とし、鋭意国民年金制度の企画立案を急いで参つたのであります。ここにこれがわが国の現状に最も即応し、かつ実現性の強いものと考へましてこの法案を提出した次第であります。

次に国民年金法案の基本的な立て方について申し上げます。本法案におきましては、拠出制の年金を基本とし、無拠出制の年金は経過的及び補完的に併用していく建前をとつたのであります。

拠出制を基本といたしましたのは、第一にみづから掛金をし、その掛金に応じて年金を受けるといふ仕組みをとることによりまして、老齢のうちに予測できる事態に對しましては、すべての人が若いうちからみづからの力でできるだけの備へをするという原則を堅持して参りたいと考へたからであります。年金制度におきましてこのような建前をとりますことは、制度が将来にわたつて健全な発展を遂げて参りますための不可欠の前提と考へられるのであります。イギリス、アメリカ、西ドイツ等諸外国における多年の経験

もこのことを明らかに示しているのであります。さらにまた、わが国のように老齢人口の急激に増加して参ります国におきましては、無拠出制を基本とした場合、将来における国の財政負担が膨大になり、それだけ将来の国民に對して過度の負担を負わせる結果となるわけでありまして、これを避けますために拠出制を基本とした積立方式をとり、積立金及びこれから生ずる利子収入を有力な財源として給付費をまかなつていく仕組みが必要となるのであります。しかしながら拠出制のみでは現在の老齢者、身体障害者または母子世帯あるいは将来にわたつて保険料を拠出する能力の十分でない不幸な人々には年金の支給が行われないこととなりますので、これらの人々にも年金を支給いたしますために、無拠出制の年金を併用することとしたのであります。

次に本法案の内容について、その概略を御説明申し上げます。まず基本的なものである拠出制について申し上げます。

第一にその適用対象であります。これは二十才から五十九才までの全国民であります。現行公的年金制度の適用者及び受給者は適用除外とし、またその配偶者及び学生につきましては任意加入を認めることといたしました。しかしてこれらの者に対する将来にわたるこの法律の適用関係につきましては、国民年金制度と現行公的年金制度との関連を考慮して引き続き検討することとしたのであります。これは国民年金制度から現行公的年金制度の適用者等を除外いたしますと、本制度と現行公的年金制度との通算調整、さらには現

行公的年金制度相互間の通算調整を行わなければ、各制度の被保険者でありながら、その間を移動いたしますと年金を受けることができないという者が多数生ずることになり、国民年金制度の意義が減ずるおそれがありますので、これについて具体的方策を講ずべきことを法文に明記したのであります。なお、本制度の拠出制が発足いたしますときにすでに五十五才をこえている者は、たとへ五十五才まで保険料を納付したとしても年金を受ける資格を得ることができませんので適用を除外し、五十才から五十五才までの者は、希望すれば保険料を納付して拠出制の年金を受けることができるよう任意加入の道を開いたのであります。

第二に保険料であります。これは二十才から三十四才まで月額百円、三十五才から五十九才までは百五十円としたのであります。この額は、国民の大部分が負担できるものと考へてきめたものであります。生活保護を受け持っている者とかその他この保険料を負担する能力の乏しいと認められる者については保険料免除の道を開く等、低所得階層に對する特別の措置を考慮いたしました。

第三に年金給付についてであります。年金給付の種類は老齢、障害、母子、遺児及び寡婦の五種類といたしております。まず老齢年金であります。これは保険料を二十五年以上納付した者が六十五才になったときに支給するものであります。しかしながらさきに申し上げました保険料を負担する能力が乏しい者につきましては、十年間だけ実際に保険料を納付すれば年金を支給することにいたしました。

また拠出制が発足いたしましたときにすでに一定年齢をこえていて、二十五年以上の保険料を納付する期間がない者につきましては、この者の年令に応じてこの期間を十年ないし二十四年に短縮いたしますことといたします。年金の額は、保険料納付の期間に応じて保険料を二十五年納付した者には年に二万四千円、二十才から五十九才まで四十年間納付した者には年に四万二千円を支給いたしますことといたします。

次に障害年金であります。これは一定期間保険料を納付した者が日常生活に著しい制限を加へることを必要とする程度、すなわち片手とか片足を失つた程度の障害になつたときに支給し、その額は保険料の納付期間に応じて二万四千円から四万二千円までとっております。これより重度の障害、すなわち、両手とか両足を失つた程度の障害になつた場合には、これに年額六千円を加算することにいたしました。

次に母子年金であります。これは妻が一定期間保険料を納付した後、一家の働き手である夫に死に別れて十八才未満の子を扶養しているような場合に支給するものであります。年金額は保険料の納付期間に応じて一万九千二百円から二万五千二百円まであります。なお、子が二人以上あるときは、これに第二子以降の子一人につき四千八百円が加算されることとなります。また、遺児年金は父母いずれにも死に別れた十八才未満の子に支給し、年金額は、保険料納付期間に応じて七千二百円から一万五千円までといたします。この額も子が二人以上あるときは、これに第二子以降の子一人につき四千八百円が加算されることになり

ます。寡婦年金は、婚姻後十年以上経過した妻が老齢年金を受けるに必要な期間保険料を納付した夫と死別したときに六十才から六十五才まで支給し、年金額は夫の受けるべきであった老齢年金額の半額としております。

次に無拠出制年金について申し上げます。初めに申し上げました通り、本制度は拠出制を基本としたものであります。制度発足のときすでに七十才以上である者はもちろんのこと、このときすでに五十才以上である者も、原則として拠出制の年金を受けることができないのであります。制度発足のときすでに身体障害とか、母子世帯の状態にある者につきましても同様であります。これらの者に対しても年金を支給いたしますことによりまして、文字通り国民皆年金の実をあげますために、無拠出制による老齢・障害・母子の三つの援護年金を経過的に支給することとしたのであります。

まず老齢援護年金についてであります。これは先ほど申し上げました通り、制度発足のときすでに五十五才以上である者、五十才以上五十五才未満で任意加入の道を選ばなかった者または将来にわたって保険料の負担能力が乏しいため拠出制の老齢年金を受けるに必要な保険料の納付を行ない得なかった者に対し、七十才から一万二千円を支給いたします。障害援護年金は、制度発足のとき二十才以上の者であつて、すでに両足とか両手を失った程度の廃疾の状態にある者または保険料の負担能力が乏しいかまたは二十才未満でこれと同程度の廃疾になることにより拠出制の障害年金を受けるに必要な保険料の納付を行ない得なかった者に対

して一万八千円を支給いたします。また母子援護年金は、制度発足時すでに夫と死別して十六才未満の子を扶養している者または保険料の負担能力が乏しいため拠出制の母子年金を受けるに必要な保険料の納付を行ない得ずして夫と死別し、十六才未満の子を扶養している者で、いずれも二十五才以上の子のない場合に一万二千円を支給いたします。なお、子が二人以上あるときは第二子以降の子一人につき二千四百円を加算いたすことになっております。

これらの援護年金は、拠出制年金のよりに自分であらかじめ拠出しておいた者に対して支給するものではなく、すべて一般財源から支出するものであります。すでに現行公的年金制度による年金を受けている者でありますとか、一定程度以上の所得のある者など比較的恵まれた状態にある人たちに對しましては、この支給を制限いたすことになっております。

次にこの援護年金と生活保護制度との関係についてであります。本制度による年金はその建前上生活保護法による被保護者に対しては当然支給されるのであります。この年金を支給いたしまして生活保護制度の運用において特別の措置を講じませんと、その人の受ける年金のすべてが収入認定の対象となり、従つて被保護者にとつては何ら実質的な意義がないという結果になりますので、この点不合理のないよう措置いたす心算であります。

第四に年金財政について申し上げます。本制度におきます財政運営方式としては、積立式をとることになつて

ておりますが、これは財政運営方式を賦課式といたしました場合、わが国の現状におきましては、年金を無拠出制のみとした場合と同じように、将来の被保険者に対して過度の負担を負わせる結果となるからでございます。なお、本制度の積立金は、制度の発足当初から次第に増加することになるものであります。これが運用はきわめて重要な問題でありまして、今後とも慎重に研究いたして参りたいと考えております。

次に国庫負担でございますが、これは、毎年度の保険料収入総額の二分の一に相当する額を負担することにしております。このような国庫負担割合は、従来の社会保険特に年金制度には見られないほど大きいものであります。これを見ましても、国民年金制度の維持育成に対する熱意を肯定していただけるものと考えております。なお、援護年金の給付に要する費用は当然のこながら全額国庫で負担いたします。また、事務費につきましても、これを全額国庫が負担することといたしてあります。

最後に実施の時期であります。援護年金の支給につきましては昭和三十四年十一月一日から、拠出制年金につきましては、昭和三十六年四月一日から保険料の徴収を開始いたすことといたしてあります。

以上で国民年金法案の提案理由の御説明を終わりたいと存じます。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○園田委員長 八木一男君。

国民年金法案
（八木一男君外十四名提出）
（衆議院第一七号）

目次

第一章 総則（第一条―第十四条）

第二章 普通年金（第十五条―第三十五条）

第三節 一般国民年金（第三十条―第四十一条）

労働者年金（第四十二条―第五十九条）

第三章 特別年金（第六十条―第六十四条）

第一節 養老年金（第六十条―第六十四条）

第二節 母子年金（第六十五条―第七十条）

第三節 身体障害者年金（第七十一条―第七十六条）

第四章 審査の請求（第七十七条）

第五章 雑則（第七十八条―第八十五条）

第六章 罰則（第八十六条―第八十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の生活の安定と福祉の向上を図るため、国民の老齢、身体障害又は死亡等について国民に年金を支給するための国民年金の制度について定めることを目的とする。

（国民年金の制度の種類）

第二条 国民年金は、拠出制の国民年金（以下「普通年金」という。）及び無拠出制の国民年金（以下「特別年金」という。）とする。

（国民年金審議会への諮問）

第三条 厚生大臣は、国民年金事業の運営に關しては、その大綱につき、あらかじめ、国民年金審議会に諮問するものとする。

（年金を受ける権利の認定）

第四条 年金を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基いて、厚生大臣が認定する。

（年金の支給期間及び支払期月）

第五条 年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、年金の支給を受ける権利が消滅した日の属する月で終るものとする。

2 年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの間は、支給しない。

3 年金は、月割計算とし、毎月、その月分を支払うものとする。

（年金を受ける権利の受継）

第六条 年金の受給権者が死亡した場合において、その者がその死亡前に年金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の年金を請求することができる。

2 年金の受給権者が死亡した場合において、その者に支給すべき年金であつて、その者の死亡前に支給していないものがあるときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の年金の支給を請求することができる。

3 前二項の場合において、同順位

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

の相続人が数人あるときは、その

一人のした年金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に對してした年金を受ける権利の裁定又は支給は、全員に對してしたものとみなす。

(併給の調整)

第七條 老齡年金、障害年金、遺族年金、養老年金、母子年金及び身体障害者年金のうち二以上の年金を同一人に對し同時に支給すべき場合には、次の區別によつて、その一を支給し、他の支給を停止する。二以上の遺族年金を同一人に對し同時に支給すべき場合も、また同様とする。

一 年金の額が異なるときは、高額の年金

二 年金の額が同じであるときは、厚生大臣の定める一の年金

2 障害の程度が別表に定める二級又は三級に該当する場合の障害年金と遺族年金を同一人に對し同時に支給すべき場合には、前項前段の規定にかかわらず、これらの年金を併給する。ただし、その併給すべき額がその者の障害の程度が別表に定める一級に該当するものとした場合の障害年金の額に相当する額をこえるときは、遺族年金は、政令で定めるところにより、そのこえる額に相当する額につき、その支給を停止する。

3 前二項の規定の適用については、同一人に係る一般国民年金の老齡年金と労働者年金の老齡年金、同一人に係る一般国民年金の障害年金と労働者年金の障害年金及び同一人の死亡に係る一般国民

年金の遺族年金と労働者年金の遺族年金とは、それぞれ、一の年金とみなす。

(年金の額の変更)

第八條 厚生大臣は、生計費その他の諸事情の変化により、年金の額を百分の十以上増減する必要があると認めるときは、国民年金審議会の意見を聞いて、その変更に関し必要な手続をとらなければならない。

(損害賠償請求権)

第九條 政府は、年金を支給すべき事由が第三者の行為によつて生じた場合において、年金を支給したときは、その支給した金額の限度で、受給権者が第三者に對して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、受給権者が、当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その額の限度で、年金の支給をしないことができる。

(受給権の保護及び公課の禁止)

第十條 年金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

2 租税その他の公課は、年金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(時効)

第十一條 年金を受ける権利は、七年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効の中断、停止その他の事項に關しては、民法(明治二十九年法律第八十九号)の時効に關する規定を準用する。

(期間の計算)

第十二條 この法律又はこの法律に基く命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に關する規定を準用する。

(印紙税の非課税)

第十三條 国民年金に關する書類には、印紙税を課さない。

(無料証明)

第十四條 行政庁又は受給権者は、その行方年金の支給又はその支給を受ける年金に關し必要な範圍内において、国、市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長)又はその代理者に對し、無料で証明を求めることができ

第二章 普通年金

第一節 通則

(管掌)

第十五條 普通年金は、政府が、管掌する。

(普通年金の種類)

第十六條 普通年金は、一般国民年金及び労働者年金とする。

(給付の種類)

第十七條 普通年金の給付は、次のとおりとする。

- 一 老齡年金
- 二 障害年金
- 三 遺族年金

(端数処理)

第十八條 給付を受ける権利を裁定する場合において、給付の額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとす

る。

(老齡年金の受給権者)

第十九條 老齡年金は、受給資格者が六十歳に達したとき、その者に支給する。ただし、五十五歳から五十九歳までの者が政令で定めるところにより月を指定して繰上請求をしたときは、その指定に係る月から支給し、六十歳に達した者が政令で定めるところによりその者の六十一歳から六十五歳までの間にある月を指定して繰下請求をしたときは、その指定に係る月から支給する。

2 十五年以上政令で指定する業務に従事した労働者年金の受給資格者に対する老齡年金は、前項の規定にかかわらず、五十五歳に達したとき、その者に支給する。ただし、五十五歳に達した者が政令で定めるところによりその者の五十六歳から六十歳までの間にある月を指定して繰下請求をしたときは、その指定に係る月から支給する。

(老齡年金の受給権の消滅)

第二十條 老齡年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

(障害年金の受給権者)

第二十一條 障害年金は、受給資格者が別表に定める程度の障害の状態にある場合に、その障害の程度に応じて、その者に支給する。

(障害年金の併給の調整)

第二十二條 障害年金の受給権者に對してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害年金を支給する。

害年金を支給する。

2 障害年金の受給権者が前項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害年金を受ける権利を取得したときは、従前の障害年金を受ける権利は、消滅する。

3 第一項の場合において、前後の障害を併合した障害の程度による一般国民年金の障害年金の額若しくは労働者年金の障害年金の額又はこれらの額の合算額が、前の障害に係る一般国民年金の障害年金の額若しくは労働者年金の障害年金の額又はこれらの額の合算額より低額であるときは、前二項の規定の適用については、第一項のさらに障害年金を支給すべき事由は生じなかつたものとみなす。

(障害年金の額の改定)

第二十三條 厚生大臣は、障害年金の受給権者について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害の等級以外の等級に該当すると認めるときは、その程度に応じて、障害年金の額を改定することができる。

2 障害年金の受給権者は、厚生大臣に對し、障害の程度が増進したことに由る障害年金の額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、障害年金を受ける権利を取得した日又は第一項の規定による厚生大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければすることができない。

4 第一項の規定により障害年金の額が改定されたときは、改定後の額による障害年金の支給は、改定

が行われた日の属する月の翌月から始めるものとする。

(診断)

第二十四条 厚生大臣は、必要があるとき、認定するときは、障害年金の受給権者に対して、その指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてその者の障害の状態を診断させることができる。

(障害年金の支給の制限)

第二十五条 障害年金は、故意に障害又は障害の直接の原因となつた事故を生ぜしめた者については、支給しない。

2 重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくは障害の原因となつた事故を生ぜしめ、又はその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた者については、障害年金の全部又は一部を支給しないことができる。

3 障害年金の受給権者が、故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、その障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、第二十三条第一項の規定による改定を行わず、又はその者の障害の程度が現に該当する等級以下の等級に該当するものとして、同条同項の規定による改定を行うことができる。

第二十六条 障害年金は、その受給権者が次の各号の一に該当する場合に、その額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

一 正当な理由がなく、第二十四条の規定による命令に従わず、又は同条の規定による診断を拒んだとき。

二 故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、その障害の回復を妨げたとき。

(障害年金の受給権の消滅)

第二十七条 障害年金を受ける権利は、第二十二條第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 別表に定める程度の障害の状態に該当しなくなつたとき。

(遺族年金の受給権者)

第二十八条 遺族年金は、受給資格者が死亡した場合に、その者の遺族に支給する。

(遺族の範囲)

第二十九条 遺族年金を受けるべき遺族の範囲は、受給資格者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下第三十二条及び第三十九条において同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び弟妹で、受給資格者の死亡当時その者によつて生計を維持していた者とする。ただし、子、孫及び弟妹にあつては、二十歳未満の者で婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。))をしていないものに限る。

2 受給資格者の死亡当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向つて、その子は、受給資格者の死亡当時その者によつて生計を維持していた子とみなす。

(遺族の順位)

第三十条 遺族年金を受けるべき遺族の順位は、前条第一項に規定する順序とする。

2 前項の場合において、父母については養父母を先に、養父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先に、養父母の父母を後にし、父母の養父母を先に、父母の養父母を後にする。

3 先順位者たるべき者が後順位者より後に生じ、又は同順位者たるべき者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者たるべき者については、その生じた日から前二項の規定を適用する。

(同順位者が二人以上ある場合)

第三十一条 前条の規定により遺族年金を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その遺族年金は、その人数によつて等分して支給する。

2 前項の規定により遺族年金を等分して受ける同順位者のうち、その権利を失つた者があるときは、残りの同順位者の人数によつてその遺族年金を等分して支給する。

(遺族年金の額の改定)

第三十二条 遺族年金を受けるべき遺族の範囲に属する子が次の各号の一に該当するに至つたことにより遺族年金の額に変更を生ずる場合

合には、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、遺族年金の額を改定する。認知によつて遺族年金を受けるべき遺族の範囲に属する子が生じたことにより遺族年金の額に変更を生ずる場合も、その認知のあつた日の属する月の翌月から、また同様とする。

一 死亡したとき。

二 婚姻をしたとき。

三 直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組と同様の事情にある者を含む。下同じ)となつたとき。

四 離縁によつて、死亡した受給資格者との親族関係が終了したとき。

五 二十歳に達したとき。

六 胎児である子が出生したとき。

七 受給権者である配偶者と生計を異にするに至つたとき。

八 遺族年金を受ける権利が第三十五条第三号の規定により消滅したとき。

(遺族年金の支給の制限)

第三十三条 遺族年金は、次の各号の一に該当する者には、支給しない。

一 受給資格者を故意に死亡させた者

二 受給資格者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族年金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者

三 受給資格者の死亡によつて遺族年金の受給権者となつた者を故意に死亡させた者

第三十四条 遺族年金の受給権者が、一年以上所在不明である場合において、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請により、所在不明中その者の受けるべき遺族年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により遺族年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その遺族年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

(遺族年金の受給権の消滅)

第三十五条 遺族年金を受ける権利は、受給権者が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一 第三十二条第一号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 二十歳に達したことによつて、遺族年金を受けるべき遺族の範囲に属する子、孫又は弟妹でなくなつたとき。

三 他の受給権者を故意に死亡させたとき。

第二節 一般国民年金

(受給資格者)

第三十六条 二十歳以上の者は、一般国民年金の受給資格者とする。

(老齢年金の額)

第三十七条 老齢年金の額は、八万四千円に一般国民年金の拠出期間(第四十条第二項に規定する期間をいう。以下同じ。)の月数を四百二十で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 第十九条第一項ただし書の規定により繰上請求をした者については、政令で定めるところにより前項の八万四千円を減額するものとし、同条第一項ただし書の規定により繰下請求をした者については、政令で定めるところにより前項の八万四千円を増額するものとする。

(障害年金の額)

第三十八条 障害年金の額は、次の各号に掲げる額とする。

一 障害の程度が別表に定める一級に該当する場合の障害年金にあつては、八万四千円にその者が二十歳に達した日の属する月から障害年金を受ける権利を取得した日の属する月(その月がその者の五十五歳に達した日の属する月以後であるときは、五十五歳に達した日の属する月の前月)までの期間(以下「障害前の提出期間」といふ。)のうちの一般国民年金の提出期間の月数を障害前の提出期間の月数で除して得た数を乗じて得た額

二 障害の程度が別表に定める二級に該当する場合の障害年金にあつては、前号に規定する障害年金の額の百分の七十五に相当する額

三 障害の程度が別表に定める三級に該当する場合の障害年金にあつては、第一号に規定する障害年金の額の百分の五十に相当する額

(遺族年金の額)
第三十九条 遺族年金の額は、四万二千円に遺族年金を受けるべき遺

族の範囲に属する子(配偶者が受給権者であるときは、当該配偶者が遺族年金を受ける権利を取得した当時その者と生計を同じくしていた者に限るものとし、子が受給権者であるときは、受給権者である子のうち一人を除いた子とする。以下第四十五条において同じ。)一人につき一万四千四百円を加算した額に、死亡した者の一般国民年金の提出期間の月数をその者が二十歳に達した日の属する月から死亡した日の属する月(その月がその者の五十五歳に達した日の属する月以後であるときは、五十五歳に達した日の属する月の前月)までの期間(以下「死亡前の提出期間」といふ。)の月数で除して得た数を乗じて得た額とする。

族の範囲に属する子(配偶者が受給権者であるときは、当該配偶者が遺族年金を受ける権利を取得した当時その者と生計を同じくしていた者に限るものとし、子が受給権者であるときは、受給権者である子のうち一人を除いた子とする。以下第四十五条において同じ。)一人につき一万四千四百円を加算した額に、死亡した者の一般国民年金の提出期間の月数をその者が二十歳に達した日の属する月から死亡した日の属する月(その月がその者の五十五歳に達した日の属する月以後であるときは、五十五歳に達した日の属する月の前月)までの期間(以下「死亡前の提出期間」といふ。)の月数で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 第二十九条第二項に規定する胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向つて、その子は、配偶者が遺族年金を受ける権利を取得した当時その者と生計を同じくしていた者とみなす。

(一般国民年金税)

第四十条 一般国民年金事業に要する費用に充てるため、一般国民年金の受給資格者の属する世帯の世帯主に対し、一般国民年金税を課する。

2 前項に規定する一般国民年金税は、一般国民年金の受給資格者につき、当該受給資格者が二十歳に達した日の属する月から五十五歳に達する日の属する月の前月(その者がその月前に死亡したときはその死亡した日の属する月)までの

間(その期間内における第四十三条第一項に規定する労働者年金の提出期間を除く)課するものとする。

3 一般国民年金税は、目的税とする。

4 前三項に規定するもののほか、一般国民年金税に関する事項は、別に法律で定める。

(国庫負担)

第四十一条 国は、一般国民年金の給付に要する費用の二分の一を負担する。

2 国は、前項に規定する費用のほか、毎年度、予算の範囲内で、一般国民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。

第三節 労働者年金

(受給資格者)

第四十二条 二十歳以上の者で労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八条に掲げる事業の事業所若しくは事務所又は同条に掲げる事務所(以下単に「事業所」といふ。)に使用されるもの(政令で定める者を除く)は、労働者年金の受給資格者とする。

(老齢年金の額)

第四十三条 老齢年金の額は、八万四千円に労働者年金の提出期間(第四十六条第二項に規定する期間をいう。以下同じ。)の月数を四百二十で除して得た数を乗じて得た額に、平均標準報酬月額(労働者年金の提出期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額をいう。以下同じ。)の百分の一に相当する額に労働者年金の提出期間の月数を乗じて得た額を加算した額とする。

2 第三十七条第二項の規定は、第十九条第一項ただし書の規定により繰上請求又は繰下請求をした者について準用する。

3 第十九条第二項ただし書の規定により繰下請求をした者については、政令で定めるところにより第一項の八万四千円を増額するものとする。

(障害年金の額)

第四十四条 障害年金の額は、次の各号に掲げる額とする。

一 障害の程度が別表に定める一級に該当する場合の障害年金にあつては、八万四千円にその者が障害年金を受ける権利を取得した日の属する月までの平均標準報酬月額の百分の四百二十に相当する額を加算した額に、障害前の提出期間のうちの労働者年金の提出期間の月数を障害前の提出期間の月数で除して得た数を乗じて得た額

二 障害の程度が別表に定める二級に該当する場合の障害年金にあつては、前号に規定する障害年金の額の百分の七十五に相当する額

三 障害の程度が別表に定める三級に該当する場合の障害年金にあつては、第一号に規定する障害年金の額の百分の五十に相当する額

(遺族年金の額)
第四十五条 遺族年金の額は、四万二千円と死亡した者の平均標準報酬月額の百分の二百十に相当する額との合算額に遺族年金を受けるべき遺族の範囲に属する子一人に

つき一万四千四百円を加算した額に、労働者年金の提出期間の月数を死亡前の提出期間の月数で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 第三十九条第二項の規定は、前項に規定する遺族年金を受けるべき遺族の範囲に属する子について準用する。

(労働者年金税)

第四十六条 労働者年金事業に要する費用に充てるため、国家公務員以外の労働者年金の受給資格者を使用する事業所の事業主(以下単に「事業主」といふ。)に対し、労働者年金税を課する。

2 前項に規定する労働者年金税は、国家公務員以外の労働者年金の受給資格者につき、次の各号に掲げる期間課するものとする。

一 受給資格者が事業所に使用された日(二十歳に達する前に使用されたときは、二十歳に達した日。以下第二号において同じ。)の属する月から事業所に使用されなくなつた日の属する月の前月(その月がその者の五十五歳に達した日の属する月以後であるときは、五十五歳に達した日の属する月の前月)までの

間

二 受給資格者が、二十歳に達した日の属する月から五十五歳に達した日の属する月の前月までの間において、事業所に使用された日の属する月にその事業所に使用されなくなつた場合(その月にさらに事業所に使用された場合を除く。)においては、その月

- 3 労働者年金税は、目的税とする。
- 4 前三項に規定するもののほか、労働者年金税に關する事項は、別に法律で定める。
- 5 国家公務員以外の労働者年金の受給資格者は、当該受給資格者につき事業主が納付すべき労働者年金税の税額の半額以下を負担する。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。
- 6 前項の規定により受給資格者の負担すべき額は、事業主と、当該事業所に使用される労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定によつて定めるものとする。
- 7 第五項の場合において、事業主が受給資格者に対して通貨をもつて報酬を支払うときには、事業主は、受給資格者が同項の規定により負担すべき額を報酬から控除することができるとし、当該控除をしたときは、その控除に關する計算書を作成し、その控除額を受給資格者に通知しなければならぬ。
- (負担金及び納付金)
- 第四十七条 国は、労働者年金事業に要する費用に充てるため、その使用する国家公務員である労働者年金の受給資格者につき、その者の標準報酬月額に一定の割合を乗じて得た額を負担する。
- 2 国家公務員である労働者年金の受給資格者は、当該受給資格者につき国が前項の規定により負担す

る額の二分の一以下を負担するものとし、これを国庫に納付しななければならない。

3 前条第二項の規定は第一項の規定による国の負担金について、同条第七項の規定は前項の規定による国家公務員である労働者年金の受給資格者の納付金について準用する。

4 前三項に規定するもののほか、第一項の一定の割合その他国の負担金に關する事項及び第二項の負担割合その他国家公務員である労働者年金の受給資格者の納付金に關する事項は、政令で定める。

5 前項の政令は、その草案について国民年金審議会の意見を聞いて制定する。

(国庫負担)

第四十八条 国は、労働者年金の給付に要する費用の五分の一を負担する。

2 国は、前項に規定する費用のほか、毎年度、予算の範囲内で、労働者年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。

(標準報酬)

第四十九条 標準報酬は、労働者年金の受給資格者の報酬月額に基き、次の区別によつて定める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	三、〇〇〇円	三、五〇〇円未満
第二級	四、〇〇〇円	三、五〇〇円以上四、五〇〇円未満
第三級	五、〇〇〇円	四、五〇〇円以上五、五〇〇円未満
第四級	六、〇〇〇円	五、五〇〇円以上六、五〇〇円未満
第五級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上七、五〇〇円未満
第六級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上八、五〇〇円未満
第七級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上九、五〇〇円未満
第八級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上一〇、五〇〇円未満
第九級	一一、〇〇〇円	一〇、五〇〇円以上一二、五〇〇円未満
第一〇級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上一五、〇〇〇円未満
第一級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上一七、〇〇〇円未満
第二級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上一九、〇〇〇円未満
第三級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上二一、〇〇〇円未満
第四級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上二三、〇〇〇円未満
第五級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上二五、〇〇〇円以上

第一六級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上二七、〇〇〇円未満
第一七級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上二九、〇〇〇円未満
第一八級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上三一、〇〇〇円未満
第一九級	三三、〇〇〇円	三一、〇〇〇円以上三四、〇〇〇円未満
第二〇級	三六、〇〇〇円	三四、〇〇〇円以上三七、〇〇〇円未満
第二一級	三九、〇〇〇円	三七、〇〇〇円以上四〇、〇〇〇円未満
第二二級	四二、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円以上四三、〇〇〇円未満
第二三級	四五、〇〇〇円	四三、〇〇〇円以上四六、〇〇〇円未満
第二四級	四八、〇〇〇円	四六、〇〇〇円以上四九、〇〇〇円未満
第二五級	五二、〇〇〇円	四九、〇〇〇円以上五二、〇〇〇円未満
第二六級	五六、〇〇〇円	五二、〇〇〇円以上五五、〇〇〇円未満
第二七級	六〇、〇〇〇円	五五、〇〇〇円以上五八、〇〇〇円未満
第二八級	六四、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上六一、〇〇〇円未満
第二九級	六八、〇〇〇円	六一、〇〇〇円以上六四、〇〇〇円未満
第三〇級	七二、〇〇〇円	六四、〇〇〇円以上六七、〇〇〇円以上

(定時決定)

第五十条 行政庁は、労働者年金の受給資格者が毎年八月一日現に使用される事業所において同日前三箇月間(その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

2 前項の規定により決定された標準報酬は、その年の十月から翌年の九月までの各月の標準報酬とする。

3 第一項の規定は、七月一日から八月一日までの間に労働者年金の受給資格者となつた者及び第五十二条の規定により八月から十月までのいずれかの月から標準報酬を改定され、又は改定されるべき労働者年金の受給資格者については、その年に限り適用しない。

(受給資格者となつた際の決定)

第五十一条 行政庁は、労働者年金の受給資格者となつた者があるときは、次の各号に規定する額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

一月、過その他一定期間によつて報酬が定められる場合には、

労働者年金の受給資格者となつた日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

二、時間、出来高又は請負によつて報酬が定められる場合には、労働者年金の受給資格者となつた日の属する月前一箇月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額

三、前二号の規定により算定することが困難であるものについては、労働者年金の受給資格者となつた日の属する月前一箇月間に、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額

四、前各号の二以上に該当する報酬を受ける場合には、それぞれについて、前各号の規定により算定した額の合算額

2 前項の規定により決定された標準報酬は、労働者年金の受給資格者となつた日の属する月からその年の九月（七月一日から十二月三十一日までの間に労働者年金の受給資格者となつた者については、翌年の九月）までの各月の標準報酬とする。

（標準報酬の改定）
第五十二条 行政庁は、労働者年金の受給資格者が現に使用される事業所において継続した三箇月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、二十日以上でなければならぬ）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準

報酬の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬を改定することができる。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、その年の九月（八月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の九月）までの各月の標準報酬とする。

（報酬月額の算定の特例）
第五十三条 労働者年金の受給資格者の報酬月額が、第五十一条の規定若しくは第五十一条第一項の規定により算定することが困難であるとき、又は第五十一条第一項、第五十一条第二項若しくは前条第一項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、行政庁が算定する額を当該受給資格者の報酬月額とする。

2 同時に二以上の事業所で報酬を受ける労働者年金の受給資格者について報酬月額を算定する場合において、各事業所について、第五十一条第一項、第五十一条第二項若しくは前条第一項又は前項の規定により算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

（現物給与の価額）
第五十四条 報酬の全部又は一部が、通貨以外のもの支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によつて、行政庁が定める。

（届出）
第五十五条 事業主は、厚生省令で定めるところにより、労働者年金の受給資格者の氏名、事業所に使用された年月日及び事業所に使用されなくなつた年月日、報酬月額その他厚生省令で定める事項を行政庁に届け出なければならぬ。

2 労働者年金の受給資格者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を行政庁に届け出、又は事業主に申し出なければならない。

（事業主の事務）
第五十六条 労働者年金に係る事務は、厚生省令で定めるところにより、その一部を事業主に行わせることができる。

（立入検査等）
第五十七条 行政庁は、労働者年金の受給資格者に係る労働者年金の拠出期間の計算、標準報酬又は給付に關し、必要があると認めるときは、事業主に対して、文書その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入つて関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により質問及び検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報酬）
第五十八条 この節に規定する報酬には、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問はず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものを含み、臨時に受けるもの及び三箇月をこえる期間ごとに受けるものは含まれないものとする。

（日雇労働者に関する政令による特例）
第五十九条 労働者年金の受給資格者である日雇労働者に対するこの節の規定の適用については、政令で別段の定をすることができる。

第三章 特別年金
第一節 養老年金
第六十条 次の各号に掲げる者には、養老年金を支給する。
一 この章の規定の施行の際六十歳以上である者
二 この章の規定の施行の際五十五歳から五十九歳までの者で六十歳に達した者

（養老年金の額）
第六十一条 前条第一号に規定する者のうち六十歳から六十四歳までの者及び同条第二号に規定する者のうち六十四歳までの者に支給する養老年金の額は、その者の属する世帯の世帯所得年額（世帯の世帯主及び世帯員の前年の所得の合計額の年額をいう。以下同じ。）が十八万円以下である場合においては、一万二千元とし、その者の属する世帯の世帯所得年額が十八万円をこえる場合においては六千元とする。ただし、その者の属する世

帯の世帯所得年額が十八万円をこえる場合において、六千元とその者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が十九万二千元に満たないときは、六千元に当該満たない額を加算した額とする。

2 前条第一号に規定する者のうち六十五歳以上の者及び前項に規定する者で六十五歳に達したものに支給する養老年金の額は、その者の属する世帯の世帯所得年額が十八万円以下である場合においては、二万四千元とし、その者の属する世帯の世帯所得年額が十八万円をこえる場合においては、一万二千元とする。ただし、その者の属する世帯の世帯所得年額が十八万円をこえる場合において、一万二千元とその者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が二十万四千元に満たないときは、一万二千元に当該満たない額を加算した額とする。

（養老年金の支給の停止）
第六十二条 養老年金の受給権者の前年の所得の年額が十三万円と

その者に支給すべき養老年金の額との合算額をこえる場合又はその者の属する世帯の世帯所得年額が三十六万円とその者に支給すべき養老年金の額との合算額をこえる場合には、養老年金の額の全部につき、その支給を停止する。

2 受給権者に支給すべき養老年金の額とその者の前年の所得の年額との合算額が十三万円とその者に支給すべき養老年金の額との合算額をこえる場合又は受給権者に支給すべき養老年金の額とその者の

属する世帯の世帯所得年額が十八万円をこえる場合においては六千元とする。ただし、その者の属する世帯の世帯所得年額が十八万円をこえる場合において、六千元とその者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が十九万二千元に満たないときは、六千元に当該満たない額を加算した額とする。

属する世帯の世帯所得年額との合算額が三十六万円とその他の者に支給すべき養老年金の額との合算額をこえる場合には、そのこえる額に相当する額につき、養老年金の支給を停止する。

3 受給権者に支給すべき養老年金の額とその他の者の前年の所得年額との合算額が十三万円とその他の者に支給すべき養老年金の額との合算額をこえ、かつ、当該受給権者に支給すべき養老年金の額とその他の者の前年の所得年額との合算額が三十六万円とその他の者に支給すべき養老年金の額との合算額をこえる場合には、当該こえる額のうち多額に相当する額につき、養老年金の支給を停止する。

(養老年金の受給権の消滅)
第六十三条 第二十条の規定は、養老年金を受ける権利について準用する。

(政令への委任)
第六十四条 この節に定めるもののほか、養老年金の支給に係る所得の計算及び決定その他養老年金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 母子年金

(母子年金の受給権者)

第六十五条 女子であつて配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)のない者又はこれに準ずる女子であつて政令で定める者が現に児童(二十歳未満の者をいう。以下同じ。)を扶養している場合には、その扶養している者に母子年金を支給する。

(母子年金の額)

第六十六条 母子年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額が十二万円以下である場合には、その者に支給する母子年金の額は、三万六千円とする。ただし、その者が現に扶養している児童が二人以上あるときは、これらの児童のうち一人を除いた者一人につき七千二百円を加算した額とする。

2 母子年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額が十二万円をこえる場合には、その者に支給する母子年金の額は、一万八千円とする。ただし、その者が現に扶養している児童が二人以上あるときは、これらの児童のうち一人を除いた者一人につき三千六百円を加算した額とする。

3 前項の規定による母子年金の額に相当する額と当該母子年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が、十五万六千円と七千二百円にその者が現に扶養している児童のうち一人を除いた者の数を乗じて得た額との合算額に満たない場合には、その者に支給する母子年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による母子年金の額に相当する額に当該満たない額に相当する額を加算した額とする。

(母子年金の額の改定)
第六十七条 母子年金の受給権者が現に扶養している児童の数に変更を生じたときは、その変更を生じた日の属する月の翌月から、母子年金の額を改定する。

(母子年金の支給の停止)
第六十八条 母子年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額が十八万円とその他の者に支給すべき母子年金の額との合算額をこえる場合には、母子年金の額の全部につき、その支給を停止する。

2 受給権者に支給すべき母子年金の額とその他の者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が十八万円とその他の者に支給すべき母子年金の額との合算額をこえる場合には、そのこえる額に相当する額につき、母子年金の支給を停止する。

(母子年金の受給権の消滅)
第六十九条 母子年金を受ける権利は、受給権者が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。
二 第六十五条の規定に該当しなくなつたとき。

(政令への委任)
第七十条 この節に定めるもののほか、母子年金の支給に係る所得の計算及び決定その他母子年金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 身体障害者年金
(身体障害者年金の受給権者)
第七十一条 次の各号に掲げる者が別表に定める程度の障害の状態にある場合には、その者に身体障害者年金を支給する。

一 十五歳から十九歳までの者
二 この章の規定の施行の際五十五歳以上である者
(身体障害者年金の額)
第七十二条 身体障害者年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額が十二万円以下である場合には、その者に支給する身体障害者年金の額は、次の各号に掲げる額に、その者によつて生計を維持している配偶者及び二十歳未満の子について一人につき七千二百円を加算した額とする。

一 障害の程度が別表に定める一級に該当する場合には、四万八千円
二 障害の程度が別表に定める二級に該当する場合には、三万六千円
三 障害の程度が別表に定める三級に該当する場合には、二万四千円

2 身体障害者年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額が十二万円をこえる場合には、その者に支給する身体障害者年金の額は、前項の規定による身体障害者年金の額に相当する額の二分の一とする。

3 前項の規定による身体障害者年金の額に相当する額と当該身体障害者年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が、その者の障害の程度が別表に定める一級に該当する場合には十六万八千円と、その者の障害の程度が別表に定める二級に該当する場合には

は十五万六千円と、その者の障害の程度が別表に定める三級に該当する場合には十四万四千円と、それぞれ、七千二百円にその者によつて生計を維持している配偶者及び二十歳未満の子の数を乗じて得た額との合算額に満たないときは、その者に支給する身体障害者年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による身体障害者年金の額に相当する額に当該満たない額に相当する額を加算した額とする。

(身体障害者年金の支給の停止)
第七十三条 身体障害者年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額が十八万円とその他の者に支給すべき身体障害者年金の額との合算額をこえる場合には、身体障害者年金の額の全部につき、その支給を停止する。

2 受給権者に支給すべき身体障害者年金の額とその他の者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が十八万円とその他の者に支給すべき身体障害者年金の額との合算額をこえる場合には、そのこえる額に相当する額につき、身体障害者年金の支給を停止する。

(身体障害者年金の受給権の消滅)
第七十四条 身体障害者年金を受ける権利は、第七十五条において準用する第二十二條第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。
二 第七十一条の規定に該当しな
くなつたとき。

(準用規定)

第七十五条 第二十二條第一項及び
第二項、第二十三條から第二十六
條まで並びに第六十七條の規定
は、身体障害者年金の支給につい
て準用する。

(政令への委任)

第七十六条 この節に定めるものの
ほか、身体障害者年金の支給に係
る所得の計算及び決定その他身体
障害者年金の支給に関し必要な事
項は、政令で定める。

第四章 審査の請求

第七十七条 普通年金に係る給付若
しくは標準報酬又は特別年金の支
給に関する処分不服がある者は、
国民年金審査官に審査を請求
し、その決定に不服がある者は、
国民年金審査会に再審査を請求す
ることができる。

2 審査を請求した日から六十日以
内に決定がないときは、請求者
は、国民年金審査官の審査の請求
を棄却したものとなし、国民
年金審査会に再審査を請求するこ
とができる。

3 第一項の審査及び前二項の再審
査の請求は、時効の中断に關して
は、裁判上の請求とみなす。

4 標準報酬に關する処分が確定し
たときは、その処分についての不
服を当該処分に基づく給付に關する
処分についての不服の理由とする
ことができない。

第五章 雜則

(記録)

第七十八条 行政庁は、受給資格者
又は受給権者に關する原簿を備
え、これに受給資格者又は受給権
者の氏名、受給資格者となつた年
月日、標準報酬その他厚生省令で
定める事項を記録しなければなら
ない。

(書類等の提出)

第七十九条 厚生大臣は、必要があ
ると認めるときは、受給権者に対
して、年金の支給に關して必要な
書類その他の物件を提出すべきこ
とを命ずることができる。

(年金の支給の停止)

第八十条 受給権者が、正当な理由
がなく前条の規定による命令に
従わなかつたときは、年金の額の
全部又は一部につき、その支給を
停止することができる。

(届出)

第八十一条 受給権者は、厚生省令
で定めるところにより、行政庁に
對し、厚生省令で定める事項を届
け出、かつ、厚生省令で定める書
類その他の物件を提出しなければ
ならない。

2 受給権者が死亡したときは、戸
籍法(昭和二十二年法律第二百二
十四号)の規定による死亡の届出
義務者は、十日以内に、その旨を
行政庁に届け出なければならな
い。

(年金の支払の差止)

第八十二条 受給権者が、正当な理
由がなく、前条第一項の規定に

よる届出をせず、又は書類その他の
の物件を提出しないときは、年金
の支払を一時差し止めることがで
きる。

(生活保護法との関係)

第八十三条 この法律の規定により
特別年金を受ける権利及び支給を
受けた特別年金は、生活保護法
(昭和二十五年法律第四十四号)
第四条第一項の規定の適用につい
てはその者の利用し得る資産に、
支給を受けた特別年金は、同法第
八条第一項の規定の適用について
はその者の金銭に含まれないもの
とする。

(権限の委任)

第八十四条 この法律に規定する厚
生大臣の権限の一部は、政令で定
めるところにより、行政庁に委任
することができる。

(実施規定)

第八十五条 この法律に特別の規定
があるものを除くほか、この法律
の実施のための手続その他その執
行に關して必要な細則は、厚生省
令で定める。

第六章 罰則

第八十六条 事業主が、正当な理由
がなく次の各号の一に該当する
ときは、六箇月以下の懲役又は三
万円以下の罰金に処する。

一 第五十五条第一項の規定に違
反して、届出をせず、又は虚偽
の届出をしたとき。

二 第五十七条第一項の規定に違
反して文書その他の物件を提出

せず、又は同条同項の規定に
よる当該職員の間接に對して
答弁をせず、若しくは虚偽の
陳述をし、若しくは検査を拒
み、妨げ、若しくは忌避したと
き。

第八十七条 事業主以外の者が、第
五十七条第一項の規定による当該
職員の質問に對して答弁をせず、
若しくは虚偽の陳述をし、又は検
査を拒み、妨げ、若しくは忌避し
たときは、六箇月以下の懲役又は
一万円以下の罰金に処する。

第八十八条 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者が、その法人又は人の
業務に關して、前二条の違反行為
をしたときは、行為者を罰するほ
か、その法人又は人に対しても、

別表

障害の程度	障害の番号	障害の状態							
		一	二	三	四	五	六	七	八
		両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの	両上肢の用を全く廃したもの	両下肢の用を全く廃したもの	両上肢を腕関節以上で失つたもの	両下肢を足関節以上で失つたもの	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働する程度を不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの	精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの

各本条の罰金刑を科する。
第八十九条 次の各号に掲げる場合
には、一万円以下の過料に処す
る。

一 第五十五条第二項の規定に違
反して、受給資格者が届出をせ
ず、又は虚偽の届出をし、又は
申出をせず、若しくは虚偽の申
出をしたとき。

二 第八十一条第二項の規定に違
反して、戸籍法の規定による死
亡の届出義務者が届出をしない
とき。

附則

この法律は、昭和三十四年四月一
日から施行する。ただし、第三十六
条、第四十一条、第四十二条、第四
十八条及び第三章の規定は、昭和三
十四年十月一日から施行する。

二											級											三														
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一
両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの	一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの	両耳の聴力が、耳鼓に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度に減じたもの	咀嚼又は言語の機能を廢したものの	脊柱の機能に高度の障害を残すもの	一上肢を腕関節以上で失つたもの	一下肢を足関節以上で失つたもの	一上肢の用を全く廢したもの	一下肢の用を全く廢したもの	両上肢のすべての指の用を廢したもの	両下肢をリスフラン関節以上で失つたもの	両下肢のすべての足ゆびを失つたもの	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの	両眼の視力が〇・一以下に減じたもの	両耳の聴力が、四〇センチメートル以上では通常の話を解することができない程度に減じたもの	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの	脊柱の機能に著しい障害を残すもの	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廢したもの	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廢したもの	長管状骨に板関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの	おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廢したもの	一下肢をリスフラン関節以上で失つたもの	両下肢のすべての足ゆびの用を廢したもの	両眼の視力が〇・一以下に減じたもの	両耳の聴力が、四〇センチメートル以上では通常の話を解することができない程度に減じたもの	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの	脊柱の機能に著しい障害を残すもの	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廢したもの	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廢したもの	長管状骨に板関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの	おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廢したもの	一下肢をリスフラン関節以上で失つたもの	両下肢のすべての足ゆびの用を廢したもの

級	
一二	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
一三	精神又は神経系統に、労働に著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
一四	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廢したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足ゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 足ゆびの用を廢したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末節以上を失つたもの又は趾趾関節若しくは第一趾趾関節（第一趾にあつては足趾趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

理由

国民の生活の安定と福祉の向上を図るため、国民の老齢、身体障害又は死亡等について国民に年金を支給するための国民年金の制度について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、初年度約六百六億圓、平年計算にしてその第一年度約一千二百十二億圓、爾後増減する見込である。

目次	
第一章 総則（第一条—第六条）	第二
第二章 厚生年金保険法の廃止に伴う経過措置（第七条—第十二条）	第三
第三章 船員保険法の改正に伴う経過措置（第十三条—第十八条）	第四

第四章 農林漁業団体職員共済組合法の廃止に伴う経過措置（第十九条—第二十五条）	第五
第五章 恩給法等との調整（第二十六条—第二十七条）	第六
第六章 国家公務員共済組合法等との調整（第二十八条—第二十九条）	第七
第七章 公共企業体職員等共済組合法との調整（第三十条—第三十一条）	第八
第八章 市町村職員共済組合法との調整（第三十二条—第三十三条）	第九
第九章 私立学校教職員共済組合法との調整（第三十四条—第三十五条）	第十
第十章 地方公共団体の退職年金及び退職一時金に関する法令との調整（第三十六条—第三十七条）	第十一
第十一章 他の法律の一部改正（第三十七条—第四十条）	第十二
第十二章 雑則（第五十条）	第十三
第一章 総則（この法律の趣旨）	第十四
第一条 この法律は、国民年金法（昭和三十四年法律第 号。以下「法」という。）の施行に關して必要な事項及び法で定める年金の支給と他の法令で定める年金等の支給との調整に関する事項について定めるものとする。	第十五
（法の施行の日の属する月前二十歳に達した者に対する法の規定の適用）	第十六
第二条 法の施行（法附則ただし書	第十七

の規定による施行をいう。以下同じ。の日の属する月前に二十歳に達した者で法の施行の際五十五歳未満のものに対する普通年金に係る法の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 法第三十七條第一項中「第四十條第二項」とあるのは、「国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律（昭和三十四年法律第 号）第二條第一項第四号において読み替へられた第四十條第二項」と読み替へるものとする。

二 法第三十八條中「八万四千円」とあるのは「前條第一項に規定する額」と、「二十歳に達した日」とあるのは「この法律の施行（附則ただし書の規定による施行をいう。以下同じ。）の日」と読み替へるものとする。

三 法第三十九條第一項中「四万二千円」とあるのは「第三十七條第一項に規定する額の二分の一に相当する額」と、「二十歳に達した日」とあるのは「この法律の施行の日」と読み替へるものとする。

四 法第四十條第二項中「二十歳に達した日」とあるのは、「この法律の施行の日」と読み替へるものとする。

五 法第四十三條第一項中「第四十六條第二項」とあるのは、「国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律第二條第一項第八号において読み替へられた第四十六條第二項」と読み替へるものとする。

六 法第四十四條第一号中「八万四千円」とあるのは、「八万四千円に労働者年金の拠出期間の月数を四百二十で除して得た数を乗じて得た額」と読み替へるものとする。

七 法第四十五條第一項中「四万二千円」とあるのは、「四万二千円に労働者年金の拠出期間の月数を四百二十で除して得た数を乗じて得た額」と読み替へるものとする。

八 法第四十六條第二項第一号中「二十歳に達する前に使用された」ときは「二十歳に達した日」とあるのは「この法律の施行前に使用された」ときは、この法律の施行の日」と、同項第二号中「二十歳に達した日」とあるのは「この法律の施行の日」と読み替へるものとする。

2 前項に規定する者が六十歳に達した後六十四歳に達するまでの間又は同項に規定する者が六十五歳に達した後において同項の規定によりその者に支給すべき老齢年金の額が、その支給の際その者が法第三章第一節に規定する養老年金の受給権者であるとすれば、同節の規定によりその者に支給されることとなる養老年金の額に満たないときは、その者に支給する老齢年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による老齢年金の額に相当する額に当該満たない額を加算した額とする。

3 第一項に規定する者に同項の規定により支給すべき障害年金の額が、その者が法第三章第三節に規定する身体障害者年金の受給権者であるとするれば、同節の規定によりその者に支給されることとなる身体障害者年金の額に満たないときは、その者に支給する障害年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による障害年金の額に相当する額に当該満たない額を加算した額とする。

定する身体障害者年金の受給権者であるとするれば、同節の規定によりその者に支給されることとなる身体障害者年金の額に満たないときは、その者に支給する障害年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による障害年金の額に相当する額に当該満たない額を加算した額とする。

（損害賠償請求権）
第三條 法第九條の規定は、法の規定による年金を支給すべき事由が生じた場合についても、適用するものとする。

（障害年金の支給制限）
第四條 法第二十五條第一項及び第二項（法第七十五條において準用する場合を含む。）の規定は、法の施行前に生じた障害年金の支給制限の事由についても、適用するものとする。

（他の法令による障害に関する給付との調整）
第五條 法第二十一條の規定による障害年金は、受給権者が当該傷病について国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一號）第十三條（他の法律において準用する場合を含む。）、公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第四十三號）第三條第三号若しくは労働基準法（昭和二十二年法律第四十九號）第七十七條の規定による障害補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十號）第十二條第一項第三号の規定による障害補償

費、船員法（昭和二十二年法律第百号）第九十二條の規定による障害手当又は船員保険法（昭和四十四年法律第七十三號）第四十條の規定による障害手当金の支給その他の政令で定める法令による障害に関する給付を受ける権利を取得したときは、政令で定める期間、その支給を停止する。

（他の法令による死亡に関する給付との調整）
第六條 法第二十八條の規定による遺族年金は、受給資格者の死亡について国家公務員災害補償法第十五條（他の法律において準用する場合を含む。）、公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律第三十九條若しくは労働基準法第七十九條の規定による遺族補償、労働者災害補償保険法第十二條第一項第四号の規定による遺族補償費、船員法第九十三條の規定による遺族手当又は船員保険法第五十條の規定による遺族手当金の支給その他の政令で定める法令による死亡に関する給付が行われるべきものであるときは、政令で定める期間、その支給を停止する。

第二章 厚生年金保険法の廃止
第七條 厚生年金保険法の廃止に伴う経過措置
（厚生年金保険法の廃止）
第七條 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五號）は、廃止する。

（従前の保険給付）
第八條 法の施行の際、現に廃止前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）の規定による

金保険法（以下「新厚生年金保険法」という。）の規定による保険給付を受ける権利を有する者又は現に旧厚生年金保険法第四十二條第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしている者で同條の規定による老齢年金の支給を受けていないものに対する保険給付については、なお従前の例による。その者又はその者の遺族が死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるその者の遺族又は同順位若しくは次順位の遺族に対する保険給付についても、また同様とする。

（従前の被保険者期間の換算）
第九條 法の施行の日の前日において旧厚生年金保険法による被保険者であつた者（旧厚生年金保険法第四十二條第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしている者を除く。）に対する普通年金に係る法の規定の適用については、その者は、労働者年金の受給資格者であつた者とみなして、その者の法の施行の前日における当該被保険者であつた期間（その期間の計算については、旧厚生年金保険法の規定による。）は、政令の定めるところにより、労働者年金の拠出期間に換算するものとする。

この場合において、当該換算された拠出期間に係る標準報酬については、政令で定めるところによる。

2 法の施行前に旧厚生年金保険法による被保険者であつた者で法の施行の日の前日までに当該被保険

者の資格を喪失したもの（旧厚生年金保険法第六十九条の規定による脱退手当金の支給を受けた者及び同条ただし書の規定に該当した者を除く。）に対する普通年金に係る法の規定の適用についても、また前項と同様とする。

3 前条に規定する旧厚生年金保険法による障害年金の支給を受ける権利を有する者が第一項の規定の適用をも受けるべきときは、法による障害年金の計算については、同項の規定は、適用しない。

（標準報酬）
第十條 法の施行の日の前日において旧厚生年金保険法による被保険者であり、引き続き労働者年金の受給資格者となつた者については、法第五十一条の規定にかかわらず、旧厚生年金保険法によるその者の法の施行の日の前日における標準報酬に係る決定は、法による昭和三十四年十月から昭和三十五年九月までの期間に係る標準報酬の決定とみなす。ただし、当該標準報酬月額が一万八千円である者については、この限りでない。

（保険料）
第十一條 昭和三十四年九月以前の月に係る旧厚生年金保険法の規定による保険料の徴収については、なお従前の例による。

（従前の行為に対する罰則の適用）
第十二條 法の施行前にした行為に対する旧厚生年金保険法の罰則の適用については、なお従前の例による。

第三章 船員保険法の改正に伴う経過措置

第十三條 船員保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七條ノ三」を「第二十七條ノ二」に、

「第五節 老齢障害年金」を「第六節 老齢障害年金」に改め、

「第七節 遺族年金」を「第八節 遺族年金」に改め、

「第九節 遺族年金」を「第十節 遺族年金」に改め、

「第十一節 遺族年金」を「第十二節 遺族年金」に改め、

「第十三節 遺族年金」を「第十四節 遺族年金」に改め、

「第十五節 遺族年金」を「第十六節 遺族年金」に改め、

「第十七節 遺族年金」を「第十八節 遺族年金」に改め、

「第十九節 遺族年金」を「第二十節 遺族年金」に改め、

「第二十三條ノ四、第二十三條ノ五」に改める。

「第二十三條ノ八」を削る。

「第二十四條」を次のように改める。

「第二十四條ノ二」を削る。

「第二十四條ノ三」を削る。

「第二十四條ノ四」を削る。

「第二十四條ノ五」を削る。

「第二十四條ノ六」を削る。

「第二十四條ノ七」を削る。

「第二十四條ノ八」を削る。

「第二十四條ノ九」を削る。

「第二十四條ノ一〇」を削る。

「第二十三條ノ四、第二十三條ノ五」に改める。

「第二十三條ノ八」を削る。

「第二十四條」を次のように改める。

「第二十四條ノ二」を削る。

「第二十四條ノ三」を削る。

「第二十四條ノ四」を削る。

「第二十四條ノ五」を削る。

「第二十四條ノ六」を削る。

「第二十四條ノ七」を削る。

「第二十四條ノ八」を削る。

「第二十四條ノ九」を削る。

「第二十四條ノ一〇」を削る。

「第四十一條ノ二及び第四十一條ノ三」を削る。

「第四十二條」を次のように改める。

「第四十二條ノ二」を削る。

「第四十二條ノ三」を削る。

「第四十三條」を次のように改める。

「第四十三條ノ二」を削る。

「第四十三條ノ三」を削る。

「第四十三條ノ四」を削る。

「第四十三條ノ五」を削る。

「第四十三條ノ六」を削る。

「第四十三條ノ七」を削る。

「第四十三條ノ八」を削る。

第六十六條を「百三十一」に、同条同項第二号中「百五十」を「百十五」に改め、同条同項第三号及び同条第三項を削る。

第六十條第一項第一号中「百六十六分ノ五十一・五」を「百三十一分ノ三十四」に、「百六十六分ノ百十四・五」を「百三十一分ノ九十七」に、同条同項第二号中「百五十分ノ四十三・五」を「百五十分ノ二十六・四」に、「百五十分ノ百六・五」を「百五十分ノ八十九」に改め、同条第二項を削る。

別表第一を次のように改める。

一級	四八月
二級	四二
三級	三九
四級	三六
五級	三三
六級	三〇

七級	二五
八級	二〇
九級	一五
一〇級	一二
一一級	九
一二級	六
一三級	四
一四級	二

別表第二及び別表第三を次の
うに改める。

別表第二及別表第三 削除
別表第四を次のように改める。

障害手当金ヲ支給スベキ程度ノ障害ノ状態

癱瘓ノ程度		癱瘓ノ程度	癱瘓ノ程度
一級	二級	三級	四級
番号	番号	番号	番号
一	一	一	一
両眼ヲ失明シタルモノ	一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ	一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ	一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ
咀嚼及言語ノ機能ヲ喪シタルモノ	両眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ	咀嚼ハ言語ノ機能ヲ喪シタルモノ	咀嚼ハ言語ノ機能ヲ喪シタルモノ
二	二	二	二
精神ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ	両上肢ヲ腕関節以上ニテ失ヒタルモノ	精神ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ	精神ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ
三	三	三	三
胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ	両下肢ヲ膝関節以上ニテ失ヒタルモノ	胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ	胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ
四	四	四	四
半身不随ト為リタルモノ	両下肢ヲ足関節以上ニテ失ヒタルモノ	胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ	胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ
五	五	五	五
両上肢ヲ肘関節以上ニテ失ヒタルモノ	両下肢ヲ膝関節以上ニテ失ヒタルモノ	胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ	胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ
六	六	六	六
両上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	両下肢ヲ足関節以上ニテ失ヒタルモノ	胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ	胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ
七	七	七	七
両下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ	胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ	胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ
八	八	八	八
胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ	胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ	胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ	胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ
九	九	九	九
胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ	胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ	胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ	胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ

四級	五級	六級
一 両眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ 咀嚼及言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ 鼓膜ノ全部ノ欠損其ノ他ニ因リ兩耳ヲ全ク聾シタルモノ	一 一眼失明シ他眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ 一上肢ヲ腕関節以上ニテ失ヒタルモノ 一下肢ヲ足関節以上ニテ失ヒタルモノ 一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ 一下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ 十趾ヲ失ヒタルモノ	一 両眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ 咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ 鼓膜ノ大部分ノ欠損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聴力ガ耳蝸ニ接セザレバ大 声ヲ解シ得ザルモノ 脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害ヲ残スモノ 一上肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ 一下肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ 一手ノ五指又ハ握指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ

七級	一 一眼失明シ他眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ 二 鼓膜ノ中等度ノ欠損其ノ他ニ因リ両耳ノ聴力四十種以上ニテハ尋常ノ語ヲ解シ得ザルモノ 三 精神ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ 四 胸腹部臓器ノ機能ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ 五 一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指ヲ失ヒタルモノ 六 一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ノ用ヲ廢シタルモノ 七 一足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ 八 十趾ノ用ヲ廢シタルモノ 九 女子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ 一〇 兩側ノ睾丸ヲ失ヒタルモノ
八級	一 一眼失明シ又ハ一眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ 二 脊柱ニ運動障害ヲ殘スモノ 三 神經系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ 四 一手ノ拇指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ 五 一手ノ拇指及示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指以上ノ用ヲ廢シタルモノ 六 一下肢ヲ五種以上短縮シタルモノ 七 一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ 八 一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ 九 一上肢ニ仮關節ヲ殘スモノ 一〇 一下肢ニ仮關節ヲ殘スモノ 一一 一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ 一二 脾臓又ハ一側ノ腎臓ヲ失ヒタルモノ
九級	一 兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ 二 一眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ 三 兩眼ニ半盲症、視野狹窄又ハ視野變狀ヲ殘スモノ 四 兩眼ノ眼瞼ニ著シキ欠損ヲ殘スモノ 五 鼻ヲ欠損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 六 咀嚼及言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ 七 鼓膜ノ全部ノ欠損其ノ他ニ因リ一耳ヲ全ク聾シタルモノ 八 一手ノ拇指ヲ失ヒタルモノ、示指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ三指ヲ失ヒタルモノ

一〇級	一 一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ 二 咀嚼又ハ言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ 三 十四齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ 四 鼓膜ノ大部分ノ欠損其ノ他ニ因リ一耳ノ聴力耳鼓ニ接セザレバ大声ヲ解シ得ザルモノ 五 一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ 六 一手ノ拇指ノ用ヲ廢シタルモノ、示指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ三指ノ用ヲ廢シタルモノ 七 一下肢ヲ三種以上短縮シタルモノ 八 一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ヲ失ヒタルモノ 九 一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 一〇 一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
一級	一 兩眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ殘スモノ 二 兩眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ 三 一眼ノ眼瞼ニ著シキ欠損ヲ殘スモノ 四 鼓膜ノ中等度ノ欠損其ノ他ニ因リ一耳ノ聴力四十種以上ニテハ尋常ノ語ヲ解シ得ザルモノ 五 脊柱ニ畸形ヲ殘スモノ 六 一手ノ中指又ハ環指ヲ失ヒタルモノ 七 一手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用ヲ廢シタルモノ 八 一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ用ヲ廢シタルモノ 九 胸腹部臓器ニ障害ヲ殘スモノ
一二級	一 一眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ殘スモノ 二 一眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ 三 七齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ 四 一耳ノ耳鼓ノ大部分ヲ欠損シタルモノ 五 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又ハ骨盤骨ニ著シキ畸形ヲ殘スモノ 六 一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ 七 一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ 八 長管狀骨ニ畸形ヲ殘スモノ 九 一手ノ中指又ハ環指ノ用ヲ廢シタルモノ

る法の規定の適用については、第

(農林漁業団体職員共済組合の解散)

第二十條 農林漁業団体職員共済組合は、法の施行の日に解散するものとし、その権利義務は、国が承継する。

2 前項の規定による農林漁業団体職員共済組合の解散の登記については、登録税を課さない。

3 前二項に規定するもののほか、第一項の規定による農林漁業団体職員共済組合の解散に關して必要な事項は、政令で定める。

(従前の保険給付)

第二十一條 法の施行の際、現に廃止前の農林漁業団体職員共済組合(以下「旧農林漁業団体職員共済組合法」という。)の規定による給付を受ける権利を有する者又は現に次の各号のいずれかに該当する者で旧農林漁業団体職員共済組合法第三十六條の規定による退職年金の支給を受けていないものに対する給付については、なお従前の例による。その者又はその者の遺族が死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるその者の遺族又は同順位若しくは次順位の遺族に対する給付についても、また同様とする。

一 旧農林漁業団体職員共済組合法第三十六條第一項ただし書の規定に該当する者

二 旧農林漁業団体職員共済組合法による組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む。)が二十年以上である組合員

(従前の組合員であつた期間の換算)

第二十二條 法の施行の日の前日において旧農林漁業団体職員共済組合法による組合員であつた者(前条第二号に規定する者を除く。)に對する普通年金に係る法の規定の適用については、第九條第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「旧厚生年金保険法」とあるのは、「旧農林漁業団体職員共済組合法」と読み替へるものとする。

(標準報酬)

第二十三條 法の施行の日の前日において旧農林漁業団体職員共済組合法による組合員であり、引き続き労働者年金の受給資格者となつた者については、法第五十一條の規定にかかわらず、旧農林漁業団体職員共済組合法によるその者の法の施行の日の前日における標準給付の決定は、法による昭和三十四年十月から昭和三十五年九月までの期間に係る標準報酬の決定とみなす。ただし、当該標準給付の月額が五万二千円である者については、この限りでない。

(保険料)

第二十四條 昭和三十四年九月以前

の月に係る旧農林漁業団体職員共済組合法の規定による掛金の徴収については、なお従前の例による。

(従前の行為に對する罰則の適用)

第二十五條 法の施行前にした行為に對する旧農林漁業団体職員共済組合法の罰則の適用については、なお従前の例による。

第五章 恩給法等との調整

(恩給公務員等に対する法と恩給法等との適用関係)

第二十六條 法の施行の際現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員、他の法令により当該公務員とみなされる者その他法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員(以下単に「恩給公務員」という。)である者については、法は、適用しない。法の施行の際現に恩給に關する法令の規定による年金である恩給を受ける権利を有する者についても、また同様とする。

2 前項前段に規定する者が法の施行の日以後退職(死亡以外の事由により恩給公務員としての身分を失ふこと)をいう。以下本条において同じ。した場合には、同項に規定する恩給に關する法令の規定による年金である恩給を受ける権利が生じないときは、当該退職後は、同項前段の規定にかかわらず、当該退職した者には法の適用があるものとし、かつ、その者は、労働者年金の受給資格者であつた者となし、なお従前の例による。

3 前項の規定により法の適用がある者には、恩給に關する法令の規定による一時恩給を給しない。

(恩給法の一部改正)

第二十七條 恩給法の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

者年金の拠出期間に換算するものとする。この場合において、当該換算された拠出期間に係る標準報酬については、政令で定めるところによる。

3 前項の規定により法の適用がある者には、恩給に關する法令の規定による一時恩給を給しない。

(恩給法の一部改正)

第二十七條 恩給法の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第六節 国家公務員共済組合

(組合員等に対する法と国家公務員共済組合法等との適用関係)

第二十八條 法の施行の際現に国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)の長期給付に關する規定の適用を受けている組合員については、法は、適用しない。法の施行の際現に国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十三年法律第二十九号)の規定による年金である給付を受ける権利を有する者についても、また同様とする。

2 前項前段に規定する者が法の施行の日以後退職(国家公務員共済組合法に規定する退職をいう。以下本条において同じ。)した場合には、長期給付のうち、年金である給付を受ける権利が生じないときは、当該退職後は、同項前段の規定にかかわらず、当該退職した者には法の適用があるものとし、かつ、その者は、労働者年金の受給資格者であつた者となし、なお従前の例による。

3 前項の規定により法の適用がある者には、国家公務員共済組合法の規定による退職一時金を支給しない。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十九條 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

附則第二十條の次に次の一条を加える。

(昭和三十四年十月一日以後職員となつた者の取扱)

第二十條の二 昭和三十四年十月一日以後職員(職員とみなされる者を含む。以下この条において同じ。)となつた者については、長期給付に關する規定は、適用しない。ただし、再び当該職員となつた者(国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に關する法律(昭和三十四

年法律第 号)第二十八條第二項の規定の適用を受ける者を除く。については、この限りでない。

第七章 公共企業体職員等共済組合法との調整

(組合員等に対する法と公共企業体職員等共済組合法との適用関係)

第三十條 法の施行の際現に公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の長期給付に関する規定の適用を受けている組合員については、法は、適用しない。法の施行の際現に公共企業体職員等共済組合法の規定による年金である給付を受ける権利を有する者についても、また同様とする。

2 第二十八條第二項及び第三項の規定は、前項前段に規定する者について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「国家公務員共済組合法」とあるのは、「公共企業体職員等共済組合法」と読み替へるものとする。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第三十一條 公共企業体職員等共済組合法の一部を次のように改正する。

附則第三十二條の次に次の一条を加える。

(昭和三十四年十月一日以後職員等となつた者の取扱)

第三十二條の二 昭和三十四年十月一日以後職員となつた者及び第十三條の規定による運営規則の定める者となつた者について

は、長期給付に関する規定は、適用しない。ただし、再びこれらの者となつた者(国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律(昭和三十四年法律第 号)第三十條第二項において準用する同法第二十八條第二項の規定の適用を受ける者を除く。)については、この限りでない。

第八章 市町村職員共済組合法との調整

(組合員等に対する法と市町村職員共済組合法との適用関係)

第三十二條 法の施行の際現に市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第百四号)の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受けている組合員については、法は、適用しない。法の施行の際現に市町村職員共済組合法の規定による年金である給付を受ける権利を有する者についても、また同様とする。

2 第二十八條第二項及び第三項の規定は、前項前段に規定する者について準用する。この場合において、同条第二項中「国家公務員共済組合法」とあるのは「市町村職員共済組合法」と、「長期給付」とあるのは「退職給付、廃疾給付及び遺族給付」と、同条第三項中「国家公務員共済組合法」とあるのは「市町村職員共済組合法」と読み替へるものとする。

(市町村職員共済組合法の一部改正)

第三十三條 市町村職員共済組合法の一部を次のように改正する。

附則第四十二項を附則第四十三項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、附則第四十一項の次に次の一項を加える。

(昭和三十四年十月一日以後職員等となつた者の取扱)

42 昭和三十四年十月一日以後職員となつた者については、退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定は、適用しない。ただし、再び当該職員となつた者(国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律(昭和三十四年法律第 号)第三十二條第二項において準用する同法第二十八條第二項の規定の適用を受ける者を除く。)については、この限りでない。

第九章 私立学校教職員共済組合法との調整

(組合員等に対する法と私立学校教職員共済組合法との適用関係)

第三十四條 法の施行の際現に私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第百四十五号)の規定の適用を受けている組合員については、法は、適用しない。法の施行の際現に私立学校教職員共済組合法の規定による年金である給付を受ける権利を有する者についても、また同様とする。

2 第二十八條第二項及び第三項の規定は、前項前段に規定する者について準用する。この場合において、同条第二項中「国家公務員共済組合法」とあるのは「私立学校教職員共済組合法」と、「長期給付」とあるのは「退職給付、廃疾給付」と読み替へるものとする。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第三十五條 私立学校教職員共済組合法の一部を次のように改正する。

附則第二十五項を附則第二十六項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、附則第二十四項の次に次の一項を加える。

(昭和三十四年十月一日以後教職員等となつた者の取扱)

25 昭和三十四年十月一日以後教職員等となつた者については、退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定は、適用しない。ただし、再び当該教職員等となつた者(国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律(昭和三十四年法律第 号)第三十四條第二項において準用する同法第二十八條第二項の規定の適用を受ける者を除く。)については、この限りでない。

第十章 地方公共団体の退職年金及び退職一時金に関する法令との調整

(登録税法の一部改正)

第三十六條 法の施行の際現に地方公共団体の退職年金及び退職一時金に関する法令の適用を受けている者及び法の施行後当該法令の適用を受けることとなる者について

の法の規定による年金の支給と当該法令による年金等の支給との調整に關しては、第八章の規定に準じて、政令で定める。

第十一條 他の法律の一部改正

(登録税法の一部改正)

第三十七條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「農林漁業団体職員共済組合、及び農林漁業団体職員共済組合法」を削り、同条第十八号中「農林漁業団体職員共済組合」を削り、同条第二十三号ノ二を削る。

(印紙税法の一部改正)

第三十八條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ一七を削る。

(健康保険法の一部改正)

第三十九條 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十七條ノ三第一号を次のように改める。

一 国民年金法(昭和三十四年法律第二十号)ニ依ル障害年金ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ

(所得税法の一部改正)

第四十條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

私立学校教職員共済組合」に改める。

第八条第六項第二号を次のように改める。

二 国民年金法第四十六條の規定により事業主が納付すべき労働者年金のうち国家公務員以外の労働者年金の受給資格者が負担する費用、同法第四十七條の規定により国家公務員である労働者年金の受給資格者が負担する納付金及び一般国民年金法の規定による一般国民年金税

第八条第六項第六号の五を削る。

第九条第二項中「第六号の五」を「第六号の四」に改める。

(法人税法の一部改正)
第四十一条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第四号中「私立学校教職員共済組合並びに農林漁業団体職員共済組合」を「並びに私立学校教職員共済組合」に改める。

(地方財政法の一部改正)
第四十二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條の四第七号中「厚生年金保険を「国民年金」に改める。

(農林省設置法の一部改正)
第四十三条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第二号の二を削り、同条第二項中「第二号の二」を削る。

(社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部改正)
第四十四条 社会保険審議会及び社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「船員保険事業及び厚生年金保険事業」を「及び船員保険事業」に改める。

第三条第一項第一号及び第二号中、船員保険及び厚生年金保険を「及び船員保険」に改める。

第七條中「船員保険事業又は厚生年金保険事業」を「又は船員保険事業」に改める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)
第四十五条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律百十五号)第八十七條第一項」を削る。

(地方税法の一部改正)
第四十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第四号中「私立学校教職員共済組合並びに農林漁業団体職員共済組合」を「並びに私立学校教職員共済組合」に改める。

第二百六十二條第三号中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律百十五号)」を削り、「失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)の下に並びに国民年金法(昭和三十四年法律第 号)」を、

「保険給付」の下に「及び年金」を加える。

第六百七十二條第三号中「厚生年金保険法」を削り、「失業保険法」の下に「並びに国民年金法」を、「保険給付」の下に「及び年金」を加える。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)
第四十七條 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第六十三條及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律百十五号)第九十條」及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第六十三條に改める。

第三条中「船員保険法第六十三條又は厚生年金保険法第九十條」を「又は船員保険法第六十三條」に改める。

第十九條中「船員保険法第六十三條及び厚生年金保険法第九十條」を「及び船員保険法第六十三條」に、「船員保険法第六十四條及び厚生年金保険法第九十一條」を「及び船員保険法第六十四條」に改める。

第三十條中「船員保険及び厚生年金保険」を「及び船員保険」に改める。

第三十二條第一項中「船員保険法第六十三條第一項又は厚生年金保険法第九十條第一項」を「又は船員保険法第六十三條第一項」に、同条第二項中「船員保険法第六十

三条第二項又は厚生年金保険法第九十條第二項」を「又は船員保険法第六十三條第二項」に、同条第三項中「船員保険法第六十四條又は厚生年金保険法第九十一條」を「又は船員保険法第六十四條」に、同条第六項中「船員保険法第十二條ノ二第一項及び厚生年金保険法第八十六條第五項」を「及び船員保険法第十二條ノ二第一項」に改める。

(国民金融公庫が行う恩給担保金に關する法律の一部改正)
第四十八條 国民金融公庫が行う恩給担保金に關する法律(昭和十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第十九條(組合の給付)」を「国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に關する法律(昭和三十四年法律第 号)第二十一條(従前の保険給付)」に改める。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の廃止)
第四十九條 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)は、廃止する。

第十二章 雜則
(政令への委任)
第五十條 この法律に規定するもののほか、法及びこの法律の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

附則
この法律は、法の施行の日から施行する。

理由
国民年金法の施行に關して必要な事項及び同法で定める年金の支給と他の法令で定める年金等の支給との調整に關する事項について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○八木一男君 私は日本社会党を代表して、ただいま議題となりましたわが党提出の国民年金法案、国民年金の施行及び国民年金と他の年金との調整に關する法律案に關して、一括して提案の趣旨理由並びに内容の大綱を御説明申し上げるものであります。

この二法案は、大蔵委員会に付託に相なっておりますわが党提出の一般国民年金税法案、労働者年金税法案、国民年金特別会計法案と一体をなすものでございまして、従つて御説明中、以上三法案の内容にわたる点にも触れま

すことをあらかじめ御了承いただきたく存じます。

戦後わが国民の平均寿命は大いに延び、さらに延びつつあります。大勢の人が長生きすることができるようになりましたことはまことに喜ばしいこととてございまして、老後に安定した楽しい生活ができるのでなければ、この喜びは減減をいたします。長く

なつた老後の楽しい安定した生活に關して、精神的な面は別といたしまして、物質的な面のみで考えますと、子供たちの孝養あるいは本人たちの貯蓄といふことのみにはたつたこととはまことに不安定なものであり、さらに大多数の人民にとっては至難のことでありまして、この問題の解決のため、老人の所得保障、すなわち社会的な孝養と

いう制度が全国民に対して至急に確立されることが絶対必要であります。

一方母子世帯においては、年収十八万円未満のものが全体の九〇%も占めており、まことに困難な状態のもとに子女の保育が行われております。身体障害者に至っては、障害のため特殊な出費があるにもかかわらず、所得の機会にはほとんど恵まれず、その大部分が最低生活の維持すら困難な状態にあります。このような事態を救済得る制度が年金制度であることは申すまでもありません。ところが、わが国の年金制度は一部勤労階級に適用されているのみで、大部分の国民はそれらに外に放置されております。勤労者の場合も、恩給資格者と公共企業体共済組合適用者のうち、高齢者であるものを除いては、厚生年金等すべてがはなはだ程度の低いものであり、また通算がほとんどないという不備なものであります。老後を安心させ得るものではないとせん。このような状態にかんがみまして、昭和二十五年、社会保障制度審議会の勧告が出たわけでありましたが、自後歴代の保守党内閣が、何らの推進もしなかつたことは、まことに残念なことでありました。

わが党は以前より年金制度の必要を痛感し、その完成を主張して参りました。昭和三十一年呼び水の意味で慰老年金法案、母子年金法案を提出したのであります。が、昨年全国国民のための総合的な、根本的な年金制度を研究決定し、その基本法として国民年金法案を昨年の第二十八、第二十九、第三十国会に提出いたしましたのであります。さらに幾分の修正をなし提出いたしましたのが本国民年金法案であり、即時

実行し得るよう手続上の具体的な内容を決定しているのが関係四法案であります。

本国民年金法案等を作るに当りまして、私どもは国民年金制度が完成まで長期期間を要する性質のものであることにかんがみ、創設当時より完全な目標に向つて進まなければならないと考えました。そしてその目標は、すべての国民に憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活を維持できるようにすることに置いたわけでありました。

以上の目標を達成するため、具体的には、まず第一に、制度の完成した場合の老齢給付の最低限度を現在の貨幣価値の月七千円、すなわち年八万四千円と決定いたしました。第二に、この年金をすべての国民が支給されるものとするため、拠出困難あるいは不可能な期間、年金税を減額あるいは免除することとし、減免を何回受けたものでも年金額は完全に全額支給すべきだと考えました。第三に、過渡期のものもできるだけ早く月七千円の額に近づけるようにし、第四に、無拠出年金については、必要の度の多い人に対する年金に厚みをかけ、また、生活保護と併給することにしてその目的に沿うよういたすべきものと考えたわけでありました。

このような完全な考え方で国民年金制度を作ることによつて、所得保障という本来の目的を果すとともに、他の重要な面に非常に大きな影響を与え得るものと考へております。国民年金制度を通じての所得再分配によつて、国民生活の不均衡が相当程度は正され、これによつて継続的な有効需要が確保されることによつて、諸産業の振興安定に資するところ大なるものがあると考えられます。

れます。このことは、雇用の増大と安定を招来するものであります。さらに、完全な所得保障によつて不完全就業が減少し、労働力率化の低下という好ましくない効果の面を加へまして、完全雇用への道を進めるものと信ずるものであります。さらに、十分な年金制度は、雇用労働力の新陳代謝を促進し、鉱工業生産力を増大せしめるとともに、農業、中小企業の経営権を若き世代に移すことによつてその近代化への原動力と相なります。

以上のごとく、完全な国民年金制は、所得能力少ない国民に完全な所得保障をすることによつて国家がその責任を果すという本来の効果のほかに、現代わが国における内政上の重要課題のほとんどすべてに解決の道を進める制度であると断言してもあえて過言ではあるまいと信ずるものでございまして、以上の観点からいふに決意をしたわけでありましたが、現在の国家財政、個人経済の状態から、そのことの実現のため多大の工夫を必要といたしました。その結果、国民年金には、積立金方式のほかに賦課方式を取り入れることに踏み切つたわけでありました。現在年金を必要とする人々に無拠出年金を支給し、現在生産年齢にある人々の年金を完全積立方式とすれば、現在のセネレーションが二重負担になり、年金の壁を乗り越えるために、われわれは、われわれの親たちに親孝行をする、そのかわり、その分だけ子供たちに親孝行をしてもらふという考え方で、一部賦課方式を採用してこの困難を乗り越えることにいたしました。そのほ

か、収入の多いものに年金税を多く負担させること、累進課税で取る分の多い一般財源からできるだけ多くの国庫支出をすること等に踏み切つてこの法案ができたわけでありました。

以下膨大な内容を、要点を抽出して御説明いたします。本法案は、大分けにして、特別年金と普通年金の二つの部分で構成されております。特別年金は、現在直ちに年金を必要とする老人、母子家庭、身体障害者に対して、無拠出、すなわち一切の掛金、負担金なしに年金を支給して、これらの人々の生活を援助する制度であり、また、普通年金は、現在の青壮年、さらに以後続く国民に対して、拠出、すなわち国民が年金税を納入して特別会計に積み立てる資金と、一般財政より賦課方式による大幅な国庫負担金とをもつてその老齢、廃疾あるいは遺族に対する完全な所得保障をする制度であります。

まず最初に特別年金の方から御説明いたしますと、これはさらに養老年金、母子年金、身体障害者年金の三制度に分れております。養老年金は、本人の年収十三万円以下の老人に支給されるものであります。六十才から支給を開始するものであり、六十五才から倍額にして、自後一生生涯毎年限額を支給することにしたのであります。年収十八万円未満の家庭の老人には、その金額は六十五才以後に年二万四千円になり、従つて老夫婦の場合は、毎年四万八千円が支給されることに相なります。年収十八万円から三十六万円の家庭は、右の半額が支給されるわけでありま

す。母子年金は二十才未満の子女を有する母子世帯に対するものであります。年収十二万円未満の母子家庭に年額三万六千円を支給し、子女が二名以上の場合は、第二子から一名につき年額七千二百円の加算をいたすことになつております。年収十二万円以上十八万円未満の母子家庭は、基本額、加算額ともにそれぞれ半額を支給することにしたのであります。なお、配偶者のない祖母、姉等が子女を保育する場合も支給いたしますことになつております。

身体障害者年金は、廃疾の程度によつて支給金額が異なつており、年収十二万円未満の身体障害者に対し、一級の場合は年額四万八千円、二級の場合は年額三万六千円、三級の場合は年額二万四千円を支給し、配偶者並びに子女に關して支給される加算は、等級にかかわらず家族一名につき年七千二百円ずつ支給することに相なつております。年収十二万円ないし十八万円の世帯の身体障害者に対しては、基本額、加算額ともにそれぞれ半額を支給することにいたしましたのであります。

以上、養老、母子、身体障害者の三年金、すなわち特別年金の制度の全般を通じて申し上げておくべきことは、まず、三年金とも、収入により給付を制限いたしておりますが、最初に適用されなくとも、後に本人または世帯の収入が不幸にして減少した場合は、その時から適用されるわけでありまして、その意味で全国民のものといふことができますと考へておるわけでありました。

次に、この三年金は全然税金の対象といたしておりますので、以上の年金が完全に対象者の手に入ることにな

るものと考へておるわけでありました。

以上、養老、母子、身体障害者の三年金、すなわち特別年金の制度の全般を通じて申し上げておくべきことは、まず、三年金とも、収入により給付を制限いたしておりますが、最初に適用されなくとも、後に本人または世帯の収入が不幸にして減少した場合は、その時から適用されるわけでありまして、その意味で全国民のものといふことができますと考へておるわけでありました。

次に、この三年金は全然税金の対象といたしておりますので、以上の年金が完全に対象者の手に入ることにな

り、また、生活保護と完全併給をいたすことにいたしておりますので、生活保護を受ける人々は扶助と年金を両方とも全額支給されることに相なるのであります。

さらに三年金に關して世帯収入の境目について、不均衡が起らないよう細目の規定をいたしております。すなわち所得三十六万円の世帯の老人が一万二千円の年金を受けた場合、その世帯は三十七万二千円の総収入になるわけであり、それでは所得が三十六万円をわずかにこえる老人世帯の方が総所得が少なくなることになり、これを避けるため、総所得三十七万二千円に達するまでは世帯所得三十七万六千円をこえても年金を支給することにいたしております。三年金のすべての境目に同様の配慮をいたしてあるわけでございます。従つて、言いかえれば、本案によれば養老は所得三十七万二千円、母子は所得十九万八千円、身体障害者は所得二十万四千円未満の世帯の対象者まで支給されることになるわけでありまして、扶養家族を入れますと、この限度はさらに高まることに相なるわけであり、

以上で特別国民年金の説明を終り、次に、将来に備える根本的な普通国民年金について申し上げます。

この制度は一般国民年金と労働者年金に大別され、それぞれ養老年金、廃疾年金、遺族年金の給付があります。主として、老齢年金給付につき御説明申し上げることとし、まず、一般国民年金より御説明申し上げます。

この制度は農漁民、商工業者、医師、弁護士等のすべての自営業者と労働者の家庭も含めた全家庭の主婦等、す

べての無職者に適用されるものであり、いかえれば労働者本人以外の全国民が対象となるものであります。年金額は全部一率で、六十才から一名につき本制度が完成された場合には、年八万四千円ずつ、一生生涯支給されます。従つて、老夫婦の場合は十六万八千円に相なるわけであり、この場合、もし本人が六十才より早く、あるいはおそくから支給を受けたいと希望する場合は、五十五才から六十才までの間において希望の年からそれぞれ減額あるいは増額した年金を支給できることにいたしております。国はこの八万四千円の年金給付の五割を一般財源より負担し、支払いの年に特別会計に払い込みます。また別に、特別会計で積み立てておくため対象者の属する世帯より一般国民年金税を徴収いたします。拠出期間は二十才から五十四才までの三十五年間、税率は一般国民年金税法第十条に規定してござい、大体一名平均月百六十六円に相なる計算であります。国民健康保険税の場合と似た方法で均等割五、所得割三、資産割二という割合で徴収することになっておりますので、収入の少ない人は負担が安くなる見込みであり、さらに納付困難、あるいは不能の人については、減額あるいは免除を受けることにいたしております。何回減免を受けた人にも、年金を支給するべき際には無条件で他の人と同じ年金を支給するという社会保障に徹底した考え方に立っていることを重ねて明らかにいたしておきます。廃疾年金の場合は、一般は老齢年金と同額、二級はそれの四分の三、三級は二分の一に相当する金額を支給することにいたしております。

ます。遺族年金は老齢年金の半額、子供一名につき年一万四千四百円の加給をつけることにいたしております。以上、廃疾、遺族年金は要件は全くなく、拠出年金制度に入つた人は、一年後にその状態に適しても、廃疾、遺族年金を受け取ることができるようになっていることを明らかにいたしておきたいと存じます。

以上で、特に申し上げておかねばならないことは、年金については課税の対象としないこと、並びに年金額がスライドするなかで物価変動に応じて改訂されることとあります。この場合一般国民年金税もスライドされることは当然であります。

次に労働者年金について申し上げます。本制度はあらゆる職種の労働者本人に適用されるものであつて、五人未満の事業所の労働者、日雇労働者、山林労働者等にも適用をされます。老齢年金は六十才から支給されることが原則であります。炭鉱労働者、船員、機関車労働者等は五十五才開始といたしております。これは現行厚生年金保険と同様であります。老齢年金額は制度が完成した場合一般国民年金と同額の年八万四千円を基本額とし、それに標準報酬額に比例した金額が付加されます。その金額は現在の賃金水準で平均六万三千円になる計算でありまして、合計平均年十四万七千円に相なります。従つて、将来賃金水準が上つた場合には、この平均額は上昇いたします。労働者年金税法に規定されている労働者年金税は、もちろん標準報酬の高低に従つて定められております。一般国民年金の場合より年金額が多いのでありますから、年金税は

当然高額に相なりますが、この場合使用者が半分以上負担することに相なっておりますので、労働者負担はあまり多くなく、平均して月額二百円程度であります。低賃金労働者は標準報酬が少いため右の平均額よりはるかに少額になることは当然であります。拠出期間は一般国民年金と同様二十才より五十四才までの三十五年間であり、この労働者年金の特徴は、異なる事業所間にも、農林漁業、商工業、家庭の婦人等、一般国民との間にも完全通算をすることでありまして、基本給の八万四千円は、何回職業が変わっても完全に確保され、平均六万三千円の標準報酬比例部分は、二十才から五十四才までの間に労働者であつた期間だけの割合で、それがたとえ一年であつても加算されるわけであり、労働者年金への国庫負担率は二割であります。これは十四万七千円に対する二割でありまして、八万四千円に対する二割に換算いたしますと三割五分になります。将来賃金水準上昇を考えると、完成時には大体五割程度となり、一般国民年金と実質上同程度のものと相なるわけであり、その他繰り上げ減額年金、繰り下げ増額年金制度、非課税年金及び年金税のスライド、免除、また廃疾遺族給付については、一般国民年金と同様の内容、あるいは仕組みに相なっております。

以上、一般国民、労働者両制度について申し上げますが、その年金額は完成時のことを申し上げたわけであり、拠出期間が三十五年に満たない人はその期間に応じて年金額が定められてお申すまでもありません。御参考途中の年金額を申し上げます。

ますと、施行時三十五才の人の年金額は一般国民年金では年四万八千円、労働者年金では年八万四千円になる計算であります。

以上が本国民年金制度の内容の大綱であります。実施に當つての既存年金との関係は、国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整に關する法律案に規定いたしているわけであり、それが、既得権、期待権の尊重に十分の配慮を払うとともに、完全なる持ち分移管方式を採用して、途中で制度が変る人、あるいは途中転職者の利益を完全に保護することにいたしました。制度の上では、厚生年金保険、船員保険の年金部分、農協職員共済年金等は直ちに労働者年金へ統合、恩給、国家公務員、地方公務員、公共企業体等の各共済組合等は、新規採用者より労働者年金を適用することに相なります。施行期日は昭和三十四年四月一日、年金の支払い及び年金税の徴収開始は同年十月一日からであります。

国民年金法施行に要する一般会計よりの経費は平年計算にいたしまして、その第一年度約一千二百十三億円で、うち養老年金約七百九十八億、母子年金約三百十六億、身体障害者年金約四十五億、国民年金税減免補てん分約四十四億、労働者年金の国家公務員並びに地方公務員に対する国の直接、間接の負担額、これは二十才以上の新規採用者分のみであり、約一億八千四百円、年金支払いに要する事務費約八億四千円と相なっております。

別に労働者年金税法、一般国民年金税法施行に要する経費、すなわち年金税徴収事務費はそれぞれ約八億七千万円、約四十三億四千万円、計約五十二

三六

億一千万円であります。以上の如く国庫支出は相当額に達しますが、国民年金制度に対する国民の非常なる期待、前段に申し述べましたように完全な国民年金制度のきわめて大きな意義より見まして、断固として踏み切るべき金額であると信じます。

国庫支出は賦課方式でありますので自後漸増いたしまして、本年金制度完成時すなわち三十五年度には、約四千二百億になるものと推定されますが、それ以上は、増加を停止し、平準化するものと推定されます。このことに對して、私どもは心配はないものと考へております。その理由はわが国の経済が、逐年拡大し得るからであります。かりに最も控え目に考へて、明治以後のわが国の平均経済成長率四%と同率をもつて今後の経済が拡大するものとすれば、三十五年度には四倍に相なります。

同じ率以上で財政が拡大し得ることは当然でありまして、かりに少く見ても同率と見て五兆六千億という仮定が成り立ちます。そのうち実際には四割が減税に回されたといつたとしても、なお、三兆三千億以上の財政規模に相なるわけでありまして、そのうち四千二百億程度の支出はこの制度が国民に對する完全なものであります以上は、国民も双手をあげて賛意を表されるものであると固く信ずるものであります。

以上で本法案の説明を終るわけでありませんが、与党の各位が広やかな賛持をもつてわが党提出の本二法案を建設的に御審議の上、すみやかに御可決下さいますことを心から御要望申し上げる次第であります。

○園田委員長 以上で趣旨の説明は終りました。

なお、三法案についての質疑は後日に譲ることいたします。

○園田委員長 厚生関係の基本施策に關する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。河野正君。

○河野(正)委員 時間がございせんから簡明に要約して御質問申し上げたいと思ひます。すでに大臣も御承知のように、医療機関の適正配置というよりな点につきましては今日厚生省が強く指摘をいたしておる点でございせんし、なおその中でも無医村地帯の解消等につきましては私どもも率直にその基本方針については賛意を表するものでございせん。しかしながら、この医療機関の適正配置に基きまして統廃合の問題等をめぐつていろいろ具体的に各地において紛争等を生じておる点も否定するわけには参らないと思ひます。いずれ時間がございせんならば、そいつた医療機関の基本的なあり方等について御質問を申し上げたいと思ひますが、本日は時間もございせんから一つ具体的な当面する問題について御指摘を申し上げ、大臣その他当局側から率直な御答弁をお願い申し上げたいと思ひます。それは九州における基幹病院、具体的には福岡に設置されますこの基幹病院は、当初の構想によりまして、国立福岡病院が中心となつて基幹病院が設立されるということでございますから、人員その他はむしろ拡大されるという方針でございまして、中途でその方針が変更されて、福岡病院と筑紫病院とを統

合して基幹病院が設立されるというよりな方針の変更が行われて、それに伴ひまするいろいろな諸問題が起つて参つておるようでございせんが、まず、局長がおいででございせんから、その以前に、大臣としてこのような医療機関の適正配置——と申し上げますのは、せっかく医療機関を適正に配置しようというよりな親心で作られたとしても、それが現地従業員の協力を求められない、あるいは現地公私立の医療機関、具体的に申し上げますならば医師等の協力が求められないというよりな形になりますと、せっかく設立された医療機関というものが私生活的な存在になつて、結局将来の発展性というものが期待できないということになるようになりますと、これは厚生省の方針にもとることだといふふうにも考えますので、医療機関の適正配置というよりな点についての大臣の率直な御所信をまず承つておきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 お答えをいたします。医療機関が科学技術の進歩に伴ひまして、あるいは医療技術の進歩に伴ひまして漸次整備されていき、また医療そのものにつきましても非常に総合的な診療というものが行われますことは、これは当然でございせん。しかしながら一面におきまして、御指摘の通りになおかつ公的、総合的な医療機関がない地区等もあるわけでございまして、われわれ厚生省といたしましては、この無医村地区の解消ということも同様に今後推し進めていかなければならぬわけでございまして、特に昭和三十五年度には一応国民皆保険の制度を完成をいたしたいというよりな考

え方からいたしますれば、それらの制度ができましたら、もし無医村地区がございましては実際の医療を受けることができない、こういうよりなことではございせんので、やはり私たちといたしましては、一面におきましてこれらの無医村地区の解消ということにつきましても努力をいたさなければならぬことは御指摘の通りだと考へております。なおまた現在ありますところの公的医療機関、あるいはまたその他のいろいろの病院、あるいはまた診療所等々がございせんが、日本全国の各地区を見回した場合において、それが何らの計画性もなく配分をされるというよりなことになりますと、今申し上げました国民皆保険の制度が完成する裏づけとしてのいわゆるよりどころというものがなくなつてございせんので、やはりその点を考慮いたしますならば、どうしてもこの適正配置をいたさなければならぬといふことになるかと思ひわけでございせん。しかしながら、やはり適正配置をするにいたしまして、現在あるところの病院あるいは公的な医療機関というものが一体現実にはどうなつておるかといふことを十分把握しなければならぬと思ひます。また既存の病院が建ちましたにつきましても、それぞれの理由もあつたでございまして、必要もあつたであらうかと私は思ひますので、これから新たに病院を建てます場合においてはそれらのことも十分検討をいたしまして、なおその地区の住民の人たちの考え方というものは十分聞きましてやらなければならぬのではないかと思ひますのでございせん。たとへばある一定の地区におきまして

その統合整備ということが必要になつたとしまして、なおかつその病院等に働いておられる人たちが、あるいはまた患者さんの人たち、あるいはまたその人たちのめぐる住民の気持というものを十分に考えた上で進めていかなければならぬのではないかと、やはり地方住民なり、その病院に働いておられる方々なり患者の気持というものを十分に考えた上で私はこの問題の解決をいたしたいという気持でおるわけでございせん。筑紫病院の問題につきましても、そのような気持で私はいきたい、かように考へておるよりな次第でございせん。

○河野(正)委員 ただいま大臣の答弁を承りまして、大臣のいわゆる医療機関の適正配置に對する基本的な方針なり、あるいはまた具体的にその問題の推進にあたつてどういふ態度で臨むべきかというよりな態度につきましては了承をいたしますし、またぜひとも今後そういう態度を堅持して実施に移していただきたいと思ひます。

そこで具体的に入りたいと思ひますが、ただいま出て参りました筑紫病院あるいはまた福岡病院を統合して基幹病院を設立するということになりまして、福岡病院の二百ベッド、筑紫病院の七百五十ベッド、合計九百五十ベッドでございますが、今回設立を計画されております九州基幹病院は五百五十ベッドでございまして、従つて算術計算的に申し上げますと四百ベッドが縮小されるということになりますので、それに伴ひまして、医師、看護婦その他の従業員が大幅に配置転換ないしそれぞれ整理されるというよりな結果になつてくると思ひますし、勢いそういった点

○小澤政府委員　昨年私、参議院におきまして答弁した当時は、実はこの筑紫病院、福岡病院の跡始末に対する調査なり検討なりが不十分であつたのでございます。その後だんだん調べてみますと、昭和三十年ごろに当時アメリカの駐留軍に接収されておりました簡

ので、従つて自然退職をしなければならぬというような事情のみにとどまらず、先ほど現地事情等も今日においてはつづさに調査したのでというような御答弁もございましたが、御承知のように入この地区は療養所は二カ所でございます。しかしながら今日筑紫病院は一般国立医療機関でございますから、その他の専門科目が設置されている。ところがただいま申し上げましたように療養所は二カ所でございますも、一般医療機関はあの地区には乏しい。従つてこの国立病院を利用するという患者が非常に多いということにもなりますし、なおまたすでにこれも調査されましたから御承知のことと思ひますけれども、あの地区は隣接町村の伝染病のセンターになっている。そこで従業員の問題、あるいは関連いたします私的医療機関、医師会等の問題もございますけれども、ただいま申し上げますように一般医療機関であるという特殊性を持っているということ、それからまた隣接町村の伝染病のセンターであるというようないつの特殊性を持っているということ、そういう点からも当然私は残さるべきであらうと思ひますし、なおただいま四百床程度は残すべきだとおっしゃいましたが、その点はそのまま確認してよろしゅうございますか。

○小澤政府委員　御指摘のように単に従業員の問題でなくして、付近における患者の医療に関する福祉の問題、これを最も大きく取り上げなければならぬと存じておるのでございます。そこで残さるべき筑紫病院の施設はどういう性格のものにするかということにつきまして、私どもは私どもなりに研究

究しておりますけれども、なお県その他地元の方々に現在の医療事情、将来の医療事情というものを加えて、どういう形に残すことが一番望ましいかという意見を実は聞かしていただくようにお願いいたしてございます。至急にはそういう資料を取りまとめて、慎重に新しい病院の性格を決定したいと考ええております。なお四百病床程度残すということは、だんだん検討した結果、お約束申し上げることができません。

○河野(正)委員 率直に申し上げて、先ほどの答弁の中で四百床程度残すべきではなからうかというような結論に達したということでございますので、その通り確認していただければ私は非常にけっこうだ。ところが方針はそうであるけれども、確約することはできないということでございますけれども、その方針程度には確認してよろしゅうございますか、その点をあらためてお伺いいたします。

○小澤政府委員 御承知のごとく、これは実施にあたりましては財政法の定めるところによりまして大蔵省と事務的折衝をして、その承認を得なければならぬことになっておりますので、厚生省の方針としては四百床程度残す方針であるというところをお約束申し上げます。

○河野(正)委員 そこでさらに一、二点重ねてお尋ねをしておきたいと思っておりますが、御承知のように今度の予定されております敷地は五千坪余りでございます。ところがその筋の専門家の言によりますと、この五千坪の敷地に近代的施設を有する病院の、しかも五百五十床を設けるということは非常に困難だと言っております。ところが御承

知のように、これはメディカル・センタ一の性格上からもそうだと思ひますが、これは医療機関として最先端をいくものだ、最高水準をいくものだといふうちに私どもは理解をしてゐるわけでありまゝ。そうなりまゝと今日の科学の進歩、医療の進歩と申しまゝか、そういう点から考へて参りましたも、当然将来は、一例でございますけれども、原子力医学というものが導入されるというようなことも考慮されまゝし、これは厚生省のやることでございましてから将来発展的な方向をとつていただかなければなりませんけれども、発展するといはしますと、なだいま申し上げまゝように新しい科学というものが導入される。そういうたゝと、今日の五百五十床の病床を持つ医療機関を五千坪の中に入れるといふことは、専門学的に非常に困難だといわれておるような情勢でもございまして、なおまた今日までこの敷地の問題等につきまゝしては、文化財が破壊されるというやうなことで、教育委員会との諸機関等が非常に反對して参つたといふやうな実情がございましてから、今日でも五百五十床の近代的設備を有しする病院を設置するといふことは、この敷地の關係上非常に困難性があり、さらに將來大きな発展を期待しなければならぬ、しかもその敷地の拡大といふことは文化財等の關係もございまして、なかなか困難だといふことになりまゝと、將來近代医学の粋を集めていただかなければなりません、ただいま申し上げますやうに將來発展拡大の可能性というものが非常に問題になるといふことになりまゝと、私

いうことが厚生省の方針でございます。ならば、この筑紫病院というものをむしろ基幹病院の一環として残していただいた方が、財政の上からもまた将来この基幹病院としてのセンターとしての特殊性を生かしていくという上からも、きわめて合理的ではなからうかというふうな感じがいたすわけでございますが、それらの点に対してどのようなお考えになりますか、御意見を承わっておきたいと思ひます。

○小澤政府委員 実は福岡にメディカル・センターを建てる場合に、現在の筑紫病院の敷地内に建てたらどうかというところが問題になりまして、私どもは、また前任者は、これについて非常に慎重に検討されたのでございます。ところが長期療養を要するような療養所と違ひまして、総合病院でありますから比較的急性疾患の患者が多い、患者の出入りも多い、また基幹病院であります。単に患者の診療のみならず医療従事者の再教育とか訓練などをいたしますので、関係者の量も非常に多いのでございます。多少敷地が狭くとも、少しでも交通の便のいいところがバターであるという結論から現在の場所を選んだという次第でございます。そして現在の場所を決定するまでに原並びに市等と非常に深く御交渉申し上げ、御相談申し上げまして、多数の関係者が力を合せて今日の決定を見たような次第でございます。かような事情から、今日はやはり当初の方針通り現在の敷地の中でこれを行っていきたい、こう考えておるのであります。

それからただいまお話の将来原子力医学等を採用した場合において今の敷地では足りないのじゃないか、現在で

さえ狭いのに将来なお足りないのじゃないかという御指摘でございます。これにつきましましては、実は病院のスケールというものは、大体入院患者の数によつて採用されることは、先生は御専門家でいらつしやるから御承知の通りであります。私どもの病院運営の経験から申しますと、小さ過ぎてもこれはむだが多い、また大き過ぎても一人の院長が管理者としてこれを運営するのに非常に困難な場合が多いのであります。大休の程度が一番運営しやすいマキシマムではないかという考え方がベツド敷を決定したのでございます。それから御指摘の点は、原子力医学を採用した場合の治療の場としての狭さでありまして、これは将来原子力医学というものはいろいろな治療方法を採用されると思ひますけれども、治療の場としてはそんなに大きい場所は多分必要としないのじゃないかとわかつて、その時代になつてみないとわかりませんが、大休今までの経験から申しますと、現在の敷地でも設計上若干拡張の余地が敷地内にございまして、けれども、大休間に合つて、かような見当で計画したような次第でございます。

○河野(正)委員 現状に基いては、御当初の計画があることでございます。それから、それで確信を持ってやつておられるわけですから私は差しつかえないと思ひますけれども、しかし将来を考えた場合には、なかなか困難な点が生じてくるのじゃないかというのを私は考へておるわけです。いわゆるメディカル・センターという性格上、医学の最高水準をいつていただかなければならぬわけですから、もし最高水準をいかないうようなセンターでありますなら

ば、今日開業医の諸君が反対しておるような実態も起つておるのでございまして、当然最高水準をいつていただくものでなければならぬと考えます。そういたしますと、当然今日のように、日進月歩というよりも、それ以上のテンポをもつて進んでおる科学でございますから、従つてどうしても私は将来発展せしめていただかなければならぬし、発展する宿命というものがあつたというふうに判断をいたします。そういういたしますと、なるほど局長がおつたように、急性疾患ばかりであるのでというふうな話でございますけれども、御承知のように今日医学の焦点というものはガンの問題とか、あるいは高血圧の問題であるとかいうふうに、必ずしも急性疾患のみには限つておらないと思ひます。そういういたしますと、今日の医学の方向というものとはやはり将来拡大する、要するに急性疾患でなくて、別なところでもやれるというふうな問題については、やはり筑紫病院なら筑紫病院というものが今日国立であるわけでありまして、それを手元に置いておいて基幹病院の一環として運営していただくということになりまして、将来のことについてのもきわめて安心して運営できるのではないかと考へておる方から、これは現地の従業員の諸君とか、あるいは関係医療機関の意見でなくて、私どもは純粹の科学者の立場からさういふことを建設的に申し上げるわけでありまして、その点いかがでしようか。

○小澤政府委員 御指摘の点、まことにございまして、筑紫病院を残した場合におきましては、ある程度の敷地を確保いたしましたして、もしも非常に広い施設を要するような場合には、その方面においてこれは考慮して参りたい。なお、運営に当りましては基幹病院と筑紫病院と一体的運営ができるような、そういう行政措置を加えていくたい。ただ本院、分院の関係にあるかどうかという組織上の問題になります。またいろいろ意見がございまして、またいろいろ意見がございまして、運営の面については、一力として実効を上げるといふふうに努力して参りたい、かように考へております。

○河野(正)委員 時間がございませぬから、なるだけ結論に移りたいと思ひますが、大休残すという方針、それからまたどういふ方針で今後具体的に進めていくかというふうな基本的な態度につきましましては、ただいま明らかにされましたから御承知申し上げます。そこで、さらに突つ込んでここで御答弁願つておきたいと思ひますことは、残すという方針がございまして、それから具体的な今後の態度というものが一応表明されたわけでございます。そこで私はやはりさういふ方針なり態度についての裏づけというものが当然考へられなければならぬと思ひます。たとえは具体的に申し上げますならば、三カ年後にいよいよメディカル・センターが発足をする。そうすると三カ年後に今日の筑紫病院をどう取扱うかということが当然考へられなければならぬわけでございます。センターができた、そこで既存の筑紫病院をどうするかという点では間に合はぬことは当然でございます。さういふふうなものを輕率に取り扱つてもらつても困るわけでありま

す。そこで残すという方針がございまして、どういふ形でやろうかという方針が明らかにされました以上は、今日からさういふ方針なり態度に向つてもよろよろの準備というものが行われなければならぬと思ひます。そのために私はこの新年度から予算の裏づけをしていただいて、さうして三年後に残すための準備をしていただくということは当然必要になつてくると思ひます。さういふ点に対してどのようなお考えでありますか。

○小澤政府委員 まことにございまして存じます。三年後に突然整備ができ上がるわけはございませぬので、私どもは来年度から実際の予算面の実施に着手したいと思ひ、さういふ考へております。

○河野(正)委員 来年度から実施に着手するということでございます。従つて私はここで、たとえば基幹病院の一環として残すのか、あるいは独立した機関として残すのか、独立した機関として残すとするならば、療養所であるのか、あるいは一般の病院としてやるのか、あるいは一般の病院としてやるのか、さういふ点で即断を求めたいことはなかなか困難であらう、かように私は考へますけれども、しかしながら、新年度から予算を裏づけとして実施するといふふうな点になりまして以上は、早急にきめていただかなければならぬ。きめたところで大蔵省折衝等もやつていただかなければならぬといふことになつてくるのです。そこで一つこの点は大臣から率直に承わつておきたいと思ひますが、早急に、すみやかにただいまの方針について決定をし、

そして新年度から予算の裏づけをやる。でき得べくんば、大体どのくらい程度でやりたいという御方針か、お漏らし願えればけっこうだと思えます。それらの点についての大臣の一つ御所見を承わっておきたいと思えます。

○坂田国務大臣 ただいま局長から答弁をいたしました通りでございますが、三十五年度の予算におきましては、本格的にその実施計画に基きまして予算要求もやらなければならぬ、三十四年度、来年度の予算におきましても、大体基本方針を早くきめまして、実施される程度のことではぜひやりたいというふうに考えておるわけでございします。何を申しまして、どういうような性格にするかということは、先ほど私が申し上げました通り、やはり厚生省内部においても慎重に検討いたさなければなりません。しかしながら、慎重に検討はしなければならぬ、んけれども、やはり早急に私たちとしては方針を決定したい、かように考えておる次第でございます。

○河野(正)委員 大体方針等につきましては、率直に御答弁いただきましたので、了解するにやぶさかではございません。そこで一つ、これは利害関係が伴うことでもございますが、先ほどいろいろ指摘申し上げましたように、作る、作った以上は私生子的な存在にならしめてもらっては困る、やっぱり育ててもらわなければならぬという事になりますと、先ほど申し上げましたように、従業員の諸君の協力も必要でございますし、あるいは関連いたしました私的、公的医療機関の協力等も必要であらうかと思えます。

今後このメディカル・センターの性格いかん、あるいは運営いかんによつては、私はやはり関連いたします私的、公的医療機関の協力を得るということが根本だということになって参るかと思えます。そこで将来の三年後のことでもございしますけれども、しかしその以前からやはり将来に対する運営方針等については、いろいろ検討されるというように考えますので、私は何もう三年後に運営するのだから、三年後からそういう点については考慮すればよろしいということではなからうと思えます。そこで今日から、将来の運営等については、現地に関連いたします私的、公的医療機関、具体的に申し上げますなら医師会等の意見も十分尊重し、あるいはまた現地の従業員等の意見も十分尊重して、将来の運営に対して遺憾なきを期する諸策というものが当然必要になって参らうかと思えます。たとえば医師会からもすでに要望書が出ておると思えますけれども、將來診察室、試験室、手術室及び入院室の診療設備を開放してもらいたい、いわゆるオープン・システム方式をとってもらいたいというような意見もございしますし、またいろいろ各科が一般国立病院のような診療方式をとってもらつては困るというような意見もありまして、将来の発展なりあるいは運営の円滑を期するためのいろいろな要望、意見等が出て参つておると思えます。これは一例でございしますけれども、そういった将来の運営を円滑ならしめ、それに基いてこのメディカル・センターの本来の使命を遂行し、なおまたそのメディカル・センターが設立されます所期の目的を達成するためにも、私は將來の運営については非常に慎重を期さなければならぬ、そのためには運営委員会あるいはまた運営協議会等を設置して、そういった将来に対します運営を適切ならしめ、そして所期の方針に基いて、この基幹病院というものが円滑に円滑に発展するといふような方式をとっていただかなければならぬと考えますが、そういう点についても最後に御所見を承わっておきたいと思えます。

○坂田国務大臣 お説の通りでございます。それから、せっかくわれわれがメディカル・センターとして基幹病院を作るわけでございますので、十分地元の関係各位と御相談を申し上げ、それを参考といたしまして、その趣旨に沿うように私たちが努力をいたしたいと考えておる次第でございますが、河野さんも御出身地のことでございしますので、この上とも一つ御協力のほど私からお願いを申し上げておく次第でございます。

○岡田委員長 次会は明十九日午前十時より開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時四十六分散会

昭和三十四年二月二十三日印刷

昭和三十四年二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局